

平成30年6月第2回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成30年6月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山 田 雅 士
2番 小 澤 孝 延
3番 角 麻 子
4番 鈴 木 広 美
5番 服 部 雅 恵
6番 小 菅 耕 二
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 林 修 三
10番 山 口 孝 弘
11番 小 高 良 則
12番 川 上 雄 次
13番 林 政 男
14番 新 宅 雅 子
15番 加 藤 弘
16番 京 増 藤 江
17番 丸 山 わき子
18番 小 山 栄 治
19番 木 村 利 晴

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	鵜 澤 広 司
総 務 部	長	大 木 俊 行
市 民 部	長	和 田 文 夫
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	江 澤 利 典

会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	岡 本 裕 之
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	小 川 正 一
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 査 補	吉 井 博 貴
主 任 主 事	武 井 義 行

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成30年6月7日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、石井孝昭議員、鈴木宏美議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第一、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明等、騒ぎ立てることは禁止されています。また、私語はお控えください。なお、議長の注意に従わない時は、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

それでは、誠和会の林修三でございます。登壇の機会をいただきましたので、早速質問させていただきます。

今回の質問事項は、1、健康で住める街づくり。2、子どもたちの希望あふれる街づくりの2点であります。昨日の在宅議員と角議員と重なる部分がありますけれども、通告に従って、順次伺ってまいります。

まず、健康推進体制についてでございますけれども、①八街市の平均寿命についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

先に厚生労働省が公表しました「平成27年市町村別生命表」では、全国平均は男性が80.8歳、女性87.0歳となっており、千葉県平均は男性が81.0歳、女性86.9歳となっております。本市は、男性が79.9歳、女性は85.7歳で、5年前と比較しますと、男性は1.2歳、女性は0.7歳延びておりますが、県平均を下回っており、県内では女性は最も短く、男性も2番目に短い結果となりました。

○林 修三君

ただいまの答弁の中に、八街は残念ながら、千葉県の平均寿命がワースト1、男性はワースト2というデータがありました。これは、4月26日木曜日の千葉日報にも掲載されておりました。私もそれを見させていただいて、「え。ワーストかよ。」と思ったわけでございます。県平均と比べますと、今、答弁にありましたように、男で1.1歳、女で1.2歳低

いわけでございます。トップは、一番長いところは、流山市が男女とも1位でございまして、男性は82.3歳、女性は87.7歳と。八街と比べますと、およそ2歳違うんですね。その違いはどこにあるのか、私もちょっとよくわかりませんが、いずれにしても、平均寿命が、やはりワースト1とワースト2ということのデータが出たということで、そこには何らかの要因が八街市にはあるのかなと考えられます。健康寿命と相まって、その辺のことをまたこれからちょっと伺っていきたいと思います。

それでは次に、②として、八街市の健康寿命についてはいかがなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間であり、国が実施している国民生活基礎調査で算出されており、国・県は公表されておりますが、市町村の算出はされておられません。健康寿命以外に参考となるものに、平均余命と平均自立期間があり、平均余命とは、ある年齢の人が、その後何年生きることができるかという期待値で、平均自立期間とは平均余命のうち、日常生活に介護を要しない期間のことを言います。

平成25年の65歳における平均自立期間は、全国では男性で17.45歳、女性20.55歳であり、千葉県は男性17.33歳、女性20.14歳となっております。本市では、男性16.19歳、女性18.76歳となっており、平均寿命と同様、全国及び千葉県を下回る結果となりました。

○林 修三君

この健康寿命が、要するに、昨日も新宅議員が質問されておりましたけれども、約10歳近く平均寿命と差があるんですね。それは個人差がいろいろあるんですけれども、その健康寿命をできるだけ延ばして平均寿命に近付ける必要があるかと思っておりますけれども、それで、健康寿命につきまして、これを高めていくための手だてとして、先ほど言いましたように、平均寿命が八街はとにかく低いんだということであれば、この健康寿命をあわせて高めていく手だてが必要かなというふうに思うんですけれども、いろいろな健康増進の取り組みが行われている中の1つとして、食の改善が重要だと私は考えております。

このことにつきまして、私は、以前にもこの議会の場で伺ったことがありますけれども、その後その取り組み等について、おありでしたらお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

食生活の改善につきましては、乳幼児から高齢者まで、幅広い年代に向けてさまざまな教室を行い、食に関する栄養指導を行っております。特に高齢者につきましては、栄養指導に加え、口腔指導、ロコモティブシンドローム予防等の介護予防、認知症予防等についても実施しております。また、地区や団体からの依頼によりまして、栄養士等による健康教室を実施しているほか、保健推進委員による栄養指導などの伝達講習会でも地区に出向しているところでございます。

今後も、これらの健康教室等を実施しまして、市民の健康の保持・増進に努めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

やっぱり、平均寿命及び健康寿命を延ばすために、食の改善ということで、前にも言ったけど、長野県とか、あるいは全国各自治体ではいろんな取り組みをしています。八街も、やっぱり市民運動の1つとして、例えば減塩運動をするとか、あるいはこういったものを食べていきましょうとか、そういったものを市民運動として展開していく必要があるのではないかというふうに、私は考えています。

昨日、新宅議員が出された1週間10食品群チェックシートということで、これをやっていただきたいなということをお願いしておりましたが、こういうこととあわせて、減塩運動とか、栄養士さんが相談されて、八街市では今何が必要なのかということ进行分析されて、それを市民の皆さんと一緒に、こういう食改善をしていきたいと思いますという働きかけが必要だと私は考えるのです。

流山市がトップということで、その原因は私もちょっとわかりませんが、目標としては流山市に追い付け追い越せで、そういったものをちゃんともって、それで、それにはじゃあ、八街市はこういうことをしていこう。食の改善としてはこういう市民運動を展開していこうということを行動として移していかない限り、これはいつまでたっても同じような結果になると思いますので、その辺をこれからも重点的に取り組んでいってほしいなということをお願いします。

③ですが、そういうことを含めました、平成30年度及びこれからの健康推進体制を具体的にお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、「八街市健康プラン」を策定し、その中で、「健康寿命の延伸」を総合目標とし、市民一人ひとりが、生涯にわたり生きがいをもって、心身ともに健康で自立した生活ができるように、各種事業を実施することにより、65歳における平均自立期間を延ばすことが重要であると考えております。そのためには、市が取り組むべき事業等について、関係各課が連携を取りながら実施していくことに加え、個人の取り組み、家族・親族の理解や支援、地域の人々とのつながり、地域活動の活発化が重要と考えます。

市民が生涯を通じまして、心身の健康を維持・増進できるよう、市民、地域、関係機関及び行政が一体となって、健康づくりに取り組んでまいります。このため、生涯にわたる健康づくりの推進として、各種健康教育や健康相談、訪問指導等を通じまして、生活習慣の改善に取り組むこと、また、各種がん検診や特定健康診査の受診を促すことによりまして、自分の健康に関心を持っていただき、要医療になった場合には、より適切な医療に結び付けることが健康寿命を延ばすことにつながると考えますので、各種健康教育の参加者増、検診受診率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○林 修三君

いろいろと健康増進のために取り組みをしていただいております、そのことに関しては感謝申し上げますけれども、各種検診のことなんですけれども、私が捉えているところでは、なかなか検診率が上がっていかない。もっと気楽に検診を受けに来てほしいと思うんですけれども、上がっていかないその辺の要因については、いかがお考えかと、手だてについてお尋ねいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

検診率の向上につきましては、前年度受診者に対して個別勧奨をすることに加えまして、より多くの方に受診していただけるよう、公共機関や医療機関などにポスターを掲示したり、広報やちまたへの掲載、地区回覧、メール配信などを通じまして、周知啓発に努めております。なお、今年度は、例年5月、6月に実施しております胃がん、大腸がん、肺がん検診等の実施日数を増やすとともに、後期分として9月にも検診日を設けまして、前期で受診できなかった方が受診できるようにいたしましたところでございます。

○林 修三君

なかなか受診率を高めるということは、相手のあることなので難しいことかもしれませんが、市の方から市民に積極的に働きかけていくと同時に、1人でも2人でも高めていく手だてを、これからもぜひいろいろと工夫させていただきたいと思います。

最初の平均寿命、それから健康寿命を延ばしていくということは、そういうことに関わってくるかと思しますので、ぜひお願いしたいなと思います。

今、健康増進のための検診ということでお答えがありましたけれども、先ほど私は、食の改善というのを申し上げました。こういうことを通して、市民の健康増進を図っていくわけなんですけれども、それでも万やむを得ず、やっぱりどうしても病になってしまうという方々は、高齢化とともに進んでいくわけでございます。

このかつていただきました「八街市高齢者福祉計画」の中にちょっと書かれてありますけれども、43ページに、生涯にわたる健康づくりの推進ということで、健康づくりの推進と医療が必要になった場合には、市民が適切な医療を受けられるような医療体制の整備を図ることが重要ですと書いてあります。できれば健康寿命の延伸の中で、こういう、医者に行かなくてもいいんだという環境を創っていくべきなんですけど、やっぱり一方では、こういった医療体制も確立しておく必要があるかと思うんですけれども、杳として、八街市の今後の医療体制についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、市内には、入院施設のある病院が4機関ございますが、このうち、八街総合病院と海保病院については救急指定病院となっており、救急患者の受け入れも行っております。さらに、一般診療所につきましては、内科を中心とした19の医療機関により、地域医療が支

えられております。しかしながら、産科や救急医療体制については、市外の医療機関に頼らざるを得ない状況もございます。

近年、医師不足は全国的に深刻な社会問題であり、特に産婦人科医、小児科医の確保は緊急課題となっていることから、県におきましても、平成30年度改定の「千葉県保健医療計画」の中で、医師の養成、確保に向けた取り組みを掲げ、誰もがどこでも安心して医療が受けられるよう、地域医療の格差解消及び地域特性に応じた医療提供体制の実現に向けて取り組むとされております。この計画で、本市が属している印旛医療圏は、人口10万人対病院数、病床数ともに全国平均を下回っていることから、今後、地域の実情に見合った医療提供体制の整備が図られていくものと思われまます。

市といたしましても、安心できる地域医療体制を確保するための方策を検討するとともに、保健医療体制について検討することを目的に、医療圏ごとに設置されております、印旛地域保健医療協議会等で要望してまいりたいと考えております。

○林 修三君

今、答弁にありましたけれども、八街市が幾つかの医療機関によって健康を守っていただくための活動をいただいておりますので、その点に関しては、大変感謝をしておりますけれども、しかしながら、多くのベッド数を持つ病院とか、あるいは総合的な医療体制にはまだまだ課題があるように思われます。加えて、前からの懸案である産婦人科の医療機関もございません。市長が一生懸命ご努力されて、産婦人科の誘致については、少し前向きにいったようなんですが、今一步踏み込めないでいるんだよというようなお悩みを伺ったことがございます。市長としても、この医療体制につきましては、何とかしたいという思いがあることは伝わってきてはおりますけれども、なお今後も、やっぱり私たちが、八街で安心して、終わるまで生活していく環境、終活できる環境は、医療体制だけではございませんが、その1つとして、医療体制も整っている八街ということの中で、今後とも市長におかれましては、近隣自治体や医療機関との接点を多く持ちながら、八街市の医療体制の整備について、なお一層のご努力をいただくことをお願いいたします。

それでは次に、2の、子どもたちの希望あふれる街まちづくりの方に移らせていただきます。

(1) 子どもたちの読書環境整備についてでございますけれども、過日、私ども議員に、このような「“育て八街っ子”読書計画」の冊子をいただきました。これは、国の方針を受けながら、八街市でも動いてくれたんだなということで、私は、大変うれしく思ったところでございます。読書は、子どもたちの学力向上と密接な関係があることから、この計画策定は、大変重要なものだと私は捉えております。

そこで、①八街市子どもの読書活動推進計画策定の基本的な考えについてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画として、同法の理念にのっとり、家庭、地域、学校及び図書館などの連携・協力による子どもの自主的な読書活動の推進のための各種施策を総合的、かつ計画的に推進するための指針として、平成30年3月に、「“育て八街っ子”読書計画」として策定されたものです。その基本方針といたしましては、(1)子どもが読書に親しむ機会の充実、(2)子どもの読書活動を支える読書環境の整備、(3)子どもの読書活動に関する理解と関心の普及の3点を掲げております。計画の対象は、0歳から、おおむね18歳までの子どもです。計画の期間は、平成30年度から、おおむね5年間として、必要に応じて内容の見直しを行います。

以上を、家庭、地域、学校及び図書館等が連携・協力して取り組むとともに、社会全体で子どもの読書活動について総合的、かつ計画的に推進に努めるとするのが、本計画の基本となる考え方でございます。

○林 修三君

もう一度改めて確認させていただきました。基本方針は3本あるということ。(1)子どもが読書に親しむ機会の充実。これはあらゆる機会の充実ということだと捉えられます。それが1つ。2つ目は、子どもの読書活動を支える読書環境の整備、3つ目は、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及ということで、子どもを中心にしながら、周りのいろんな関係機関、大人、保護者等を含めて、子どもにたくさんの読書の機会を与えていきたいということで確認したいと思いますが、そこで、このせっかく作られた読書計画の策定を、今後どのように活用されるお考えなのか。例えば配布範囲とか、そういったことについてお伺いいたします。

○教育次長(村山のり子君)

ただいま質問のありました、「“育て八街っ子”読書計画」につきましては、まず、市議会議員の皆様、それから、市役所内、それから、教育委員会をはじめ、図書館協議会委員、社会教育委員、市立の幼稚園、保育園、小・中・高等学校などに配布いたしました。また、市民団体に対しまして、少し時期は遅くなりましたけれども、読書会や子どもの読書に関わる6団体に、それぞれ1冊ずつ配付いたしました。

今後の活用、PRにつきましては、引き続き、図書館ホームページにてこの内容を公開するとともに、八街市のホームページにも公開し、読書活動の推進ができるように活用してまいりたいと考えております。

○林 修三君

せっかく作った大変重要な冊子なんですけれども、ぜひ今言われた方々に、インターネットとかいろいろなところに出す、PRするというのは一方で必要なだけども、中身まで突っ込んでいくときは、こういうのを配布して、ちょっと説明をしていただくということが大事なんです。ですから、やはり今、社会教育委員やその他いろんな関係の人たちにこれを配るんだということだったので、大変そのことで効果を上げてほしいと。

私が今回これを取り上げたのは、この読書計画を作ったということに大変敬意を表すと同

時に、これが生きて動かなきゃだめだから、私はここであえて取り上げたんです。ですからぜひ、これからこの冊子についてはいろんなところで配布していただくと同時に、説明してあげると。特に、読書関係の団体がたくさんございますので、そういう人たちにもやっぱり説明して行ってほしいなというふうに思いますが、さて、これをよく読んで見ていくと、この中身の具体策を5年間で推進するということをうたっています。これから先5年間、例えば予算の問題とか、関係団体、関係課との連携とか、この辺のところについてどうしていくのか、少しお考えをお伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

この中で、基本方針に沿って取り組んだ事業におきまして、計画と実施結果を精査いたしまして、改善点、それから、新たな方策が見つかった場合、それから、制度の改変などが行われた場合には、図書館協議会並びに教育委員会議に諮って見直しを行っていきたいと考えております。

○林 修三君

恐らくこの冊子を作るときも、これは手作りですよ。ここ5年間で、この読書計画を深く突き進めていくには、ある程度の予算が必要となってきますので、ぜひ、もちろん本を買ったりとかいろんなことも起こってくるわけですから、そういうことも含めて、やっぱり予算をしっかりと来年度以降は、5年間ということですので、来年度以降にそういった予算を付けて、そして読書計画を実施していくというようなことを、會嶋財政課長、1つよろしくお願ひしたいと思います。教育委員会からそういう要望があったということで、ぜひ前向きにご協力いただきたいというふうに思います。

次に、これを読んだときに、4月23日が「子どもの読書の日」ということになっておりましたが、今年は、そこは月曜日で休館日だったようですけれども、これをどのようにされたのかお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

図書館では、4月23日月曜日の「子ども読書の日」から5月12日までの「こどもの読書週間」を絡め、4月28日土曜日に、「子ども読書の日・こどもの読書週間おはなし会スペシャル」を実施いたしました。このおはなし会は、ジュニア司書4人がおはなし会ボランティアとともにスタッフとして活動いたしました。また、「子ども読書の日」啓発ポスターを掲示するとともに、絵本や読書に関する本の展示コーナーを設置し、皆さんにたくさんの本をご利用いただきました。

○林 修三君

この読書計画は、図書館が中心になりながら策定されているわけですから、読書の日というのは、図書館が中心になったことが今の答弁にもあったと思うんですが、これは一方で、読書の日ということをやっている、学校は一切関係ないんですか。では、どういうことを行ったのでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

学校においては、特に「子ども読書の日」ということを強調しているわけではございませんけれども、日頃から、読書については読むようにということで指導しております。

○林 修三君

「子ども読書の日」は、特に図書館が中心になりながらではありませんけれども、やっぱり読書の日という名を打ってあるからには、学校にも、特にその日は先生方をお願いして、「読書の日なんだよ。」ということで、子どもに指導していただくと。できれば、家で親子で一緒に本を読む日としていただくようなことも働きかけていただくことが必要なのかなど私は考えますので、よろしくどうぞお願いいたします。

私もポスターを見させていただきましたが、大変立派なポスター等を作成して、果たしてどの程度市民に周知されているのかというと、まだまだもう少し努力が必要だったのではないのかなという気がいたしました。今後を期待しております。

次に、③の八街市立図書館協議会の構成や具体的な活動について、これから今後の策定計画に関わりのあるこの協議会について、構成、具体的な活動をお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市立図書館協議会の構成及び具体的な活動につきましては、「八街市立図書館設置条例」の規定に基づき、（１）学校教育の関係者、（２）社会教育の関係者、（３）家庭教育の向上に資する活動を行う者、（４）学識経験者より選出された委員、以上８人で構成されております。具体的な活動につきましては、年２回の協議会において、図書館運営に係る議題について、ご審議いただいております。昨年度は、年間事業計画の審議のほか、八街市子どもの読書活動推進計画策定にもご協力をいただきました。

○林 修三君

策定にも関わっていただいたということではありますけれども、この図書館協議会の会合については、年２回というのは、今までもそのような流れですか。確認です。

○教育長（加曾利佳信君）

はい。今までも２回で実施しております。

○林 修三君

この５年間で、この計画策定を見直し、あるいは新しい持ち方、そういったものを協議していただくことになるのでしょから、そうすると、さっき言ったように、この立派な策定を生きたものにするには、今までと同じ２回でいいのかなど。私は大変疑問に思います。せめて、年に３回ぐらいでも結構ですから、やっぱり最初があって、真ん中があって、終わりがあるという、そういった会議の持ち方も必要だと思うんですよ。ただ、図書館協議会の会議をやれば、報酬等の関係が出てくるのであれば、補正なり、あるいは今年はだめでも来年度からはそのような持ち方をするとか、そういったことあたりで考えるのですが、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

八街市立図書館協議会の開催回数につきましては、原則として年度ごとに2回という開催になっております。また、必要に応じて臨時の会議を開催しているところでございます。先ほど、例年2回ということをございましたけれども、昨年度につきましては、「八街市子どもの読書活動推進計画」を策定するにあたりまして、回数を1回増やしまして実施いたしました。今後の開催回数につきましては、臨機応変に対応して審議していただきたいと考えております。

○林 修三君

じゃあ、ぜひ必要に応じてを増やしてください。必要に応じて、その会議を最低でも3回、できれば4回もっていただいて、図書館協議会の委員さんのいろんな意見を伺いながら、この策定を生きたものにしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから次に、答弁の中に少し出ていましたけれども、読書活動関係団体の実際と、そことの連携についてをお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

日頃より、ボランティア団体の皆様には、図書館事業にご尽力いただき、感謝申し上げます。子どもの読書に関わる団体としては、読み聞かせなどを行うボランティアグループ、「おはなしの会おひさまはらっぱ」、「わらべ会」、児童図書館の読書会である「子どもの本箱」、の3グループ及び図書館のおはなし会ボランティアの皆さんが活動されております。具体的な連携としては、読み聞かせで使用する絵本のアドバイスや、おはなし会で使用する備品の貸し出し、グループ活動への職員の派遣などを通じて連携を図っております。

○林 修三君

今答弁にいただきました、ボランティアのこういった団体さんは、とにかく八街の子どもたちに読書をしていただきたい、あるいはそのために絵本の読み聞かせ等を一生懸命やっただけの団体なんですね。つまり、この策定冊子の一番の後押しをしてくれる人たちだと思いますよ、私は。ですから、この人たちを機会あるごとに、教育委員会あるいは図書館からのそういった考えを述べながら、ぜひこれからも育てていってほしいなというふうに思います。要望させていただきます。

次に⑤ですけれども、学校図書館の整備策と、そこでの連携活動について。昨日の角議員さんと少し重なりますが、よろしくお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校図書館の整備策の1つとして、専門業者と契約し、学校図書を選出・納入、書籍用バーコードラベル・背表紙ラベル・フィルムコート貼付など、より使いやすく、管理の行き届いた環境整備の充実に努めております。また、人的な資源としましては、市内4人の学校図書館司書を配置し、児童生徒や教職員からのニーズに対して、いつでも機能できる学校図

書館を目指しております。

個人質問8、角麻子議員へ答弁したとおり、現在、学校図書館と市図書館の連携という点では、双方の職員出席による年1回の図書館教育研修会の実施、授業支援のための資料や学級文庫用書籍の貸し出し等が行われております。新学習指導要領の本格実施の時期を控え、各学校においては、児童生徒が主体的・対話的に学ぶ新しい授業形態が展開されていきます。市立図書館の有する豊富な書籍、統計資料、新聞、画像といった学習資料が、これらの授業には欠かせません。今後は、学校図書館と市立図書館のさらなる密接な連携のあり方について、教育委員会としても積極的に考えていく所存でございます。

○林 修三君

さらなる連携を深めるということは、ぜひこれからも進めていってほしいんですけども、現在、学校司書の配置が4人ですかね。ローテーションの中で学校を回っているということのようですが、今後、せめて各小学校に全部学校司書を配置するというようなお考えはないのでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

ただいまご指摘がございましたように、4人の学校図書館司書が3校ずつ受け持っておりまして、1校に対して週1回、4時間の配置になっております。今後、さらに学校図書館の充実、それから読書活動の推進の観点からも、学校図書館司書の適正な配置時間を十分調査した上で、増置ができるようであれば、関係部署と協議してまいりたいと考えております

○林 修三君

これは徐々に結構なんですけれども、いきなり人事の絡むことですし、これも予算の絡むことですから、大変難しいと思いますので、徐々に結構ですから、やっぱりできれば、理想とすれば、全校に学校司書さんがいるということです。これは、図書館の本の整理とか整備とかそういったこともありますが、「図書室に行けばあのお婆さんがいる。あのおじさんがいる。」が、子どもたちがそこを訪問するきっかけなんです。なぜ学校では、保健室登校とか、保健室に子どもたちが集まるのでしょうか。特に中学生が保健室に行きます。保健のお婆さんがいるからですよ。保健室があって、お婆さんがいなければ行きませんよ。これは同じなんです。図書室にも、お婆さんと言ったら怒られちゃうな。学校司書の先生がいらっしゃる。だから子どもは行ってみたいなど。行って、本にさわらなかったかもしれない。でも、「学校司書の先生と話ができたと。お母さん、今日はこんな話だった。」と。「その先生が言うには、1日1ページでも2ページでもいいから、本を読むといいんだよ。という話を聞いてきた。だからこれからは本をちょっと頑張って読んで見ようかなと思った。」とお母さんは「えらいわね。」というような話になるんです。だから、無駄であっても、図書館に何も一日いなくてもいいのではないかと思うかもしれませんが、そこに人がいる。アットホームになるということが必要なんです。ぜひ、徐々にでも結構ですから、これからそういった配置計画を、1つよろしくお願ひしたいと思ひます。お金はかかります。會嶋課長、よろしくお願ひいたします。

それで、今回のこの策定についてなんですけれども、図書館が中心なのでやむを得ないのかもしれないけれども、ちょっと学校の部分が薄いような気がするんですが、私が捉えるには、これは「育て八街っ子」というネーミングなんだから、そうすると、育て八街っ子の多くはどこにいるかという、学校にいるんですよ。多くは。ゼロ歳児から関わるので、全てとは言いませんが、そういったことを考えると、もっと学校との連携を考えていってほしいということ、さっき言った図書館協議会の方々とか見直しをしていくときに、その辺をちょっと入れて、話し合いをしていただきたいなというふうに考えます。

次に、6番の移動図書館車の活動について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、運行開始から23年目となる移動図書館車「ひばり号」は、市内の小学校や地区集会施設など21カ所を3千冊の図書を載せて巡回しております。学校への巡回は、笹引小学校、朝陽小学校、交進小学校、二州小学校（本校・分校）及び川上小学校へ巡回しています。巡回頻度は2週間に1度、1ステーションの駐車時間は20分です。また昨年度は、通常の巡回とは別に、新しい読書活動推進の試みとして、市立幼稚園3園への特別乗り入れを行い、園児の皆さんに大変好評でした。

○林 修三君

ご答弁の中に、大変移動図書館車が忙しくてなかなか行けないんだよということは聞いています。でもその中で努力して、昨年度から市立幼稚園にも行ったと。大変ありがたいことです。特に小さい幼稚園の子ども頃から本に触れられるということとはとても大事なことです。しかも今、教育長さんがいみじくもおっしゃいました。「大変好評である。」と。これがポイントですよ。つまり、子どもというのは、そこに本という媒体があれば集まってくるんですよ。図書館車が来れば行くんですよ。

そこでお伺いします。今、小学校では6校ですか。ちょっと私がメモしたところでは、東小学校がなかった。実住小学校もなかった。これは恐らく、図書館が近いからと想定されませんが、ここへの配車計画についてお伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

現在、移動図書館車は、図書館から距離のある小学校6校への業間休み、それからお昼休み等に乗り入れております。その際、移動図書館車の棚だけではなくて、運搬用のボックスに小学生用の図書を数箱乗せて貸し出しを行っているところでございます。従来の21ステーションに加えまして、さらに3小学校への新規巡回には、小学生図書の増冊、積みかえ作業、巡回時間の確保等が必要となってまいりますので、現状では少し無理があるのかなと考えております。

しかしながら、子どもたちが本に親しむ機会はできるだけ多く、いろんな方法で行いたいと考えますので、そこで、不定期ではございますけれども、臨時乗り入れを実施する方向で、

各学校の連携のもとに検討し、読書活動の推進及び周知に努めてまいるとともに、今後とも移動図書館車の活動につきましては、身近で利用しやすい移動図書館車を目指してまいりたいと考えております。

○林 修三君

大変ありがとうございます。

今、次長が答弁の中に、大変図書館で忙しくてそこまでの時間が取れないという課題があると。しかしながら、こういう努力をしていきますということご答弁をいただきました。大変ありがたく思います。図書館の方々にちょっと迷惑はかけることとなりますけれども、少しでもやっぱりご努力をいただいて。例えば悪くなりますけれども、子どもというのは、本を読むのに、ちょっと言い方が悪いけれども、追い込まなければだめです。ということは、移動図書館車がその学校に行く。そして先生方が、「図書館車が来たから、希望する人たちは行きましょう。」と言います。必ず行きます。もし仮に、本を借りても読まないかもしれない。手に触れるだけかもしれない。でも、そのうちに読みますよ。子どもというのは、例えば、私も子ども会などを預かって、バイキングに昼に連れていくでしょう。一人で食わない子が、子ども会で行くと、何皿も食べるんですよ。おなかを壊すぐらい。集団心理が働きます。だから、この移動図書館車にもそういう働きがあります。ましてや、学校の先生が一声かけたら、必ず行きます。高学年になってくると少し難しい子もいますけれども、「じゃあ、みんなで行こうね。」と言ったら必ず行きます。そういうようなことで追い込んでほしいなど。ちょっと表現が悪いんですけども、そういう機会を作ってほしいなというふうに思います。

最後に、7番の建設予定の児童館の中への図書整備計画についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設でございます。また、児童館の設備及び運営の基準につきましては、国が要綱を定めているところでございます。本市で建設を進めている児童館の種別につきましては、全国でも一番多く設置されている小型児童館であり、国が定めた児童館の設置運営要綱では、小型児童館の建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室などを設けるとされております。このため、ご質問の図書室につきましては設ける予定でございますが、他の設備も設ける必要があることから、今後、近隣市町の児童館を参考にしながら、基本設計、あるいは実施設計を進めていく中で、図書室の規模などを検討してまいりたいと考えております。

○林 修三君

ぜひ前向きにご検討いただきたいということと、それから、子どもたちが集まる場所となるわけですから、その整備計画を作る段階から、図書館のスタッフ一人でも結構ですから、

そこへ入れて、それでいろんな総合的な話し合いの中にも、その図書館についてどうするかというあたりを協議していただいて、その中でできる範囲で本を置くコーナーを設けていくというようなことで、最初からスタッフを入れてほしいということをお願いしたいと思います。これは、私のお願いでございます。

子どもは絵本が大好きですから、児童館に行くと絵本がたくさんあったということになると、その子どもはまた行くのではないのでしょうか。ぜひ計画の段階からスタッフの一員として関わっていただけるようお願いいたします。

この立派な冊子ができ上がりました。ただこれが、さっきから言っているように、これが実とならなければ意味がない。実となるように、これからもいろいろと見直しをして取り組んでいただきたい。残念ながら八街市内には、名前を出してはいけないけれども、この間ある本屋さんが4月になりました。今、八街では本屋さんはいそこ1軒ぐらいしか記憶にありません。ということは、これから子どもがますます本離れが進んでいくのかなと思えてなりません。でも、それではやっぱりだめですね。さっきから申し上げているように、読書というのは、子どもの頃から、早いうちから、なおかつ学力向上と密接な関係があり、豊かな心を育てるにも密接な関係がある。この読書を進めるには、これを窓口にして、八街市は、本好きな子どもたちをどんどん増やしてほしいということを、私は願って止みません。

先ほどの健康増進と同時に、読書活動もどんどん推進していただいて、「住んでいてよかった八街」と思えるような街づくりを進めていっていただきたいことを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時01分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会、石井孝昭でございます。

質問に入る前に、今年4月より赴任されました鶴澤副市長におかれましては、2カ月たったということで、八街市、そして議会に慣れられたことと思います。これからも、県で培った知見と経験を活かして、八街の行政に資する活動をしていただけるようにご期待申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

この6月議会におきまして、3点の質問をさせていただくわけですが、まず質問事項1、貧困問題について、ご質問をさせていただきます。

相対的貧困については、OECD（経済協力開発機構）では、等価可処分所得が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者としています。相対的貧困率は、単純な購買力よりも、国内の所得格差に注目する指標であるため、日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示されます。平成28年国民生活基礎調査によると、平成27年度の日本の所得の中央値が245万円ということで、122万5千円以下で生活している人が貧困ラインということになるわけであり、貧困ラインを下回っている人の年収が122万円ということであり、月収でいうと約、月10万2千円ということになります。これに当てはまる日本人が15.6パーセント、約6、7人に1人ということでございます。

そこでお伺いします。八街市における貧困世帯数、人数、相対的貧困率について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

貧困については、可処分所得の中央値の半分を下回る状況を「貧困」と呼ぶ「相対的貧困」の視点が、昨今、定着しつつあることを認識しております。2015年を例にとると、1人当たりの可処分所得は244万円であるため、貧困線はその半分の122万円となり、122万円に満たない世帯が該当することになります。本市の場合、平成30年1月1日現在の人口は、7万1千290人で、所得金額122万円未満の人数は、4万5千231人で、この中には、被扶養者や未申告者も含まれております。世帯数につきましては、把握は難しい状況でございます。

○石井孝昭君

今ご答弁の可処分所得を、平たいことで言うと、実収入から税金や社会保障などの非消費支出を差し引いた手取りの収入と。家では家計という言葉ですが、家計が自由に処分、使うことのできる所得ということの意味が可処分所得ということです。

最近、厚生労働省でも、この「相対的貧困」という言葉を数値の指標として表示するようになっています。それで、相対的貧困率ということなんですけれども、先進国では相対的貧困ということで考えられますけれども、その反対の定義であります、「絶対的貧困」という言葉があります。これは、生命を維持するのに最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態、例えば、途上国とか、ストリートチルドレン、このような状態の国。世界銀行では、1日1.9ドル未満で生活する人の定義ということで定めていますけれども、日本の場合の指標は、相対的貧困にあたり、その地域や社会において普通とされる状況の生活を享受できない状態のこと。貧困であるか否かは、その人が生きている社会の普通の生活との比較によって相対的に判断されるというふうに、最近は言われています。

そこで、市長の答弁の数字のとおりですが、被扶養者も入るということですが、7万1千人から4万5千人ということで、約63パーセントが相対的貧困という数字に

あたるとは言いがたいですけれども、被扶養者を入れないと結構な比率になるのかなというふうに思っております。この数字を端的にどのように市としては捉えているのか、ご質問させていただきます。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

生活保護世帯であれば、単身世帯、母子世帯などの状況は、おおむね分類し、把握している状況でございます。しかしながら、相対的貧困ということになりますと、生活保護基準を超える部分も該当することになります。いずれにいたしましても、生活困窮者自立相談支援事業を本市社会福祉協議会に委託をしておりますので、その相談内容等を分析し、実態を把握していきたいと考えております。

○石井孝昭君

やはりその相対的貧困層、今、部長がおっしゃったとおり、生活保護世帯の上の層、生活保護事業、そして生活困窮者支援事業のもとに、相対的貧困層の実態に努めていくべきではないかというふうに理解をしていますけれども、この相対的貧困層の実態把握に努めていくことによって、先ほど申し上げた、保護世帯、保護制度や生活困窮者支援制度の関連性が見えてくると思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

議員がおっしゃるとおり、私の方もそのように感じておりますので、今後その辺について、情報収集をしながら努めていきたいと思っております。

○石井孝昭君

はい。じゃあ、その辺については、また後ほどの質問にかえさせていただきます。

続いて、生活保護受給世帯と人数の推移についてですけれども、2017年11月、生活保護を受給した世帯数は、全国では64世帯多い164万2千971世帯と、厚生労働省が明らかにしております。7カ月連続の最多更新ということで、生活保護受給者のうち高齢者世帯が全体の5割以上を占めて、そのうち約9割が単身世帯ということになっています。超高齢社会の進行状況を鑑みると、とても見過ごすことはできない事態となっております。少子高齢化、人口減少社会といえども、生活が困窮して最後のセーフティーネットである生活保護制度を利用する方が本市でも増加しております。

そこで、八街市における生活保護受給世帯、人数の推移と傾向についてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成29年度末時点での本市の生活保護受給世帯は789世帯、1千64人で、平成28年度末と比較して51世帯、39人の増加となり、人口1千人あたりに対する保護率は、14.99パーミルで、人口の66人に1人が生活保護受給者となっております。この傾向は、過去からも続いているもので、5年前の平成25年度と比較いたしましても、116世帯、130人の増となっております。社会の高齢化が進むことを考えますと、今後も生活保護受給者

は増えるものと予想されます。また、平成29年度生活保護受給世帯の内訳では、高齢者世帯が全体の54パーセントと最も多く、18歳未満の子どもがいる母子、または父子世帯は36世帯、118人となっております。

○石井孝昭君

私が市議会議員にならせてもらった、平成22年当時をちょっと記憶しているんですけども、大体ですけども、100人に1人という保護者というような数字をつかんでいたんですけども、パーミルを見ると、当時はそのような数字だったというふうに理解していますけれども、今の答弁ですと、64人に1人ということで、約15パーミルということで、100人中15人、とても多い数字に変わってきているなというふうに理解しています。

そこで、平成27年、八街の保護世帯が686で、平成28年が738、平成29年が789ということで、平成27年から29年度で約100世帯以上増えていると。平成27年ですけども、保護数が946、平成29年は1千64と、ここも120人以上増えていると。ここは急激に伸びているんですね。この増加の一途という状況の現状把握は、どのような理由を分析されていらっしゃるか、教えてください。

○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

生活保護受給者の増加につきましては、本市に限らず全国的に増加傾向となっております。生活保護受給者は、全国的に高齢者の割合が多く、この傾向は本市においても同様で、本市の場合も、高齢者世帯は全体の54パーセントとなっております。これにつきましては、高齢化が進み、低い年金、または全く年金を受け取れない高齢者を支える受け皿が、現状では生活保護に流れてしまうことも要因と考えられます。また、病気やけがにより一時的に生活保護になるケースや、介護状態になった場合の蓄えがない独居老人や、子どもがいても生活の面倒が見られない等の理由も考えられるところでございます。

○石井孝昭君

無料低額宿泊所というのがありますけれども、一気に増えた要因というのは、例えばその施設が増えたということの理解になるのか、先ほどの第1質問の中で、貧困世帯からおりてきた自然増なのかということなのですけれども、先般の、生活保護を受ける手前の状態の人への支援強化ということで、生活保護法の改正案が6月1日に本会議で成立をしています。貧困ビジネスの温床と指摘されている無料低額宿泊所の規制強化と、そして、子どもの貧困対策も今回の重点に挙げるという改正案が成立しています。そして、困窮者への相談体制を強化していく、自治体の教育や住宅、税務の部門が困窮者を把握した場合には、支援制度を設けるというような努力義務を今回付けています。

先ほどの話ですけども、具体的に、無料低額宿泊所は県の届け出義務ですよね。これは、許可制ではないので、届け出れば許可を受けざるを得ないという県の方針なんですけれども、八街市としては、私が先般質問させていただいた中では、地域の反対があったら、その届け出は、市としては申請書には上げないと、当時の市民部長から答弁をいただいていると。今

の状況はどのような状況になっているか、教えてください。

○市民部長（和田文夫君）

現状につきましても、当時と同様に、同意を得られなければならないというふうに解釈しております。

○石井孝昭君

札幌での、十数人亡くなった無料低額宿泊所の事故がありました。今回、それをもとに改正案が出されたわけですけれども、最低基準を導入して無料低額宿泊所に防災体制の整備、そして、この設備の最低基準を、今回自治体が改善命令を出せるようになってきているということになっています。

また、子どもの貧困対策では、大学や専門学校に進学する高校生、保護世帯を対象に進学準備給付金30万円を最大として、今回創設をされます。今年度の進学者から支給とすると。そして、ひとり親家庭の児童扶養手当の支給を年3回から6回に分割するというような内容になっているんですけれども、市内の無料低額宿泊所の現地調査の実態の確認作業というのは市では行っているのか、ご質問いたします。

○市民部長（和田文夫君）

無料低額宿泊所におきます防火上の安全性の確保につきましては、消火設備の有無や避難経路の状況など、従来からの点検項目について確認をしておりますが、国からの通達を受けまして、今後さらに注意するとともに、問題がある施設を発見した場合は、地元の消防に情報提供をしまして、改善するよう指示、指導してまいります。

○石井孝昭君

この無料低額宿泊所は市内に幾つかありますので、この実地調査をなささいというような通達が来るとお思いますので、担当課は忙しくて、本当にケースワーカーの方も負担がかかるんですけれども、担当課としてちょっと対応していただくべきかなと。

この増加率、世帯の受給率は、ちょっと尋常じゃない伸びをここに今示していますので、部長、その要因はしっかり分析して、実態把握に努めてほしいというふうに要望しておきます。

子どもの教育の件については、また後ほど関連させていただきます。

それでは次の、子どもの貧困について質問をさせていただきたいとお思います。

平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、いわゆる「子どもの貧困対策法」が制定されております。皆様のお手元にお配りしている大綱が、具体的にその後を示されておりますので、この大綱をもとにごらんいただけるといいかなとお思います。条文の第1条では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定めて、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めると。子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするというふうにあります。

子どもの貧困の最新のデータによりますと、所得が低い家庭の子どもが低学力・低学歴となり、将来不安定な就業に陥ることで、次の世代にまで貧困状態が連鎖していく、貧困の世代間連鎖の問題が、今、社会問題となっております。このような貧困状態にある子どもは、現在日本に約6、7人1人の割合で存在しており、年々増加しています。

そこでお伺いいたします。子どもの貧困世帯数、人数及び実態の把握について、ご質問いたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会において把握している子どもの貧困世帯数は、就学支援制度において認定される準要保護家庭数です。今年度4月に認定された児童・生徒数は、小学校では195人で全体の6.4パーセント、中学校では121人で全体の7.1パーセントとなっております。世帯数にあらわすと、小学校では141世帯で、全体の6.0パーセント、中学校では107世帯で、全体の6.8パーセントとなっております。

○石井孝昭君

教育長からの答弁でしたけれども、実際、子どもの貧困は、やっぱり親の貧困ですよ。大変恐縮ですけれども、子どもはそのような状態を本当は望んでいないということでありまして、子どもの貧困の問題というのは、やはり社会福祉課なり、子育て支援課が本来担当して、この答弁書を作るべきかなと思いますけれども、その実態の中身というのを、先ほども貧困の総枠の中で子どもの貧困をしっかり押さえていかなきゃいけないのではないかと理解しております。

厚生労働省が2017年にまとめた報告書によると、先ほども申し上げたとおり、子ども相対的貧困率は13.9パーセント、比較年によって変わりますけれども、約15パーセント前後、6、7人に1人が貧困の状態であると。先ほどのOECDの貧困率でも、先進国34カ国中10番目に高い数字が、この日本でも、子どもの貧困が高い数字に位置付けられていると。

将来、子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困が世代間を超えて連鎖がないようにということで、教育の機会均等なり、子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、総合的に支援をして、推進してほしいということの内容ですけれども、親の貧困、子どもの世代間連鎖ということで、親の経済的な貧困は、子どもから学習の機会やさまざまな体験の機会を奪うことになるというふうにも言われています。教育機会に恵まれなかった低学力・低学歴になってしまった子どもは、大きくなったときに所得の低い職業につかざるを得ないような状況になる可能性が高いですし、今までの統計上も、そのような負の連鎖は、下の世代にも連鎖が広がっていると。

厚生労働省のデータでは、経済的貧困にあるひとり親家庭の実態でも、50パーセント以上が相対的貧困という数字でありますけれども、市としても現実的な数字はやはり抑えておいた方がいいなと思いますけれども、この現状把握の必要性について、市はどのように考え

ているのか、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

実は、全国市長会、千葉県市長会でも、このことは緊急な決議としております。全ての子どもを、健やかな育ちを目指してということでございまして、子どもの貧困対策の強化をしようということで、ひとり親家庭、あるいは多子世帯の支援策の強化、給付型奨学金の拡充等による教育費の負担の軽減、進学支援の拡充等、子どもの貧困対策及び自立支援をさらに総合的に推進し、必要な財政措置を講じることを、全国市長会、千葉県市長会でも決議して、子どもの貧困対策をしっかりと捉えていこうというふうにしておるところでございます。

○石井孝昭君

北村市長が、力強い子どもの貧困に対する対策の意見をいただきましたけれども、4番目に移ります。

市の具体的な解決策ということで、先ほども申し上げたとおり、この「子どもの貧困対策推進法」をもって、千葉県も、全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」というのを、先般策定しています。また、学校教育法19条においても、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない」ということで、学校教育法にもうたわれております。

そこで、八街市における子どもの貧困対策における具体的解決策について、ご質問いたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

子どもの貧困問題については、子どもの学校生活に直接影響する問題であり、その改善については、国・県・市の施策の効果的活用や、学校現場における有効性のある取り組みが必要です。八街市教育委員会といたしましては、先ほど答弁いたしましたように、就学支援制度において、他市町村の状況を勘案し、昨年度より、生活保護世帯の収入の1.5倍の基準で、より多くの子どもたちの学校生活の一助となるよう施策を進めてまいりました。

認定された場合は、学用品費、通学用品費、新入学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費の補助を行っております。また、準要保護と認定されなかった場合においても、必要に応じて、修学旅行費のみ補助する制度も設けております。今後も、学校現場における家庭の出費の現状を把握し、できる限り家庭の負担を軽減できるよう努力してまいります。

○石井孝昭君

その枠を広げて、対策を講じていただいていることに感謝を申し上げたいというふうに思います。

子どもの貧困問題の第一人者であります、首都大学東京の都市教養学部の阿部彩先生によると、「貧困の負の影響を最も受けるのは親であって、貧困対策では、子どもだけへのアプ

ローチから、家庭全体へのアプローチへの意識変換が必要である」と言われています。そこで2つの対策ですけれども、示されているのは「川上対策」と「川下対策」ということで、2つの対策を先生はおっしゃられているんですけれども、きめ細かな所得保障や生活保障による防貧の機能の充実。これは川上対策ですね。川下対策としては、子ども、若者にターゲットを絞って、食、医療、居場所作り、基本的な人権として保障されるべきものや安定的な生活基盤や経済的支援などの健全な発育に必要なもの、教育の機会の保障、これにポイントを置いた施策が川下対策。要は、子どもに対しての施策です。この川上対策と川下対策を述べられています。

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンが提唱する子どもの貧困対策としては、全国を見て回っている団体なんですけれども、第1には、現金給付が一番効果があるよということで、実際に現金を与えていくと、一時しのぎかもしれませんけれども、一時は潤えるかなと。一時日本でも、数年前そういう施策がありました。2番目として、無償サービスとして言われています、「学校外教育」です。自治体が地域のNPO等に運営を委託して、ボランティア、学生や元学校教員等が、低所得世帯の子どもたちに無償で学習を教えられる環境作り。放課後の教育の機会を保障していこうということでございます。3つ目に言われているのが、教育バウチャーといわれるものなんですけれども、教育に使用目的を限定した、わかりやすく言うと、クーポンですね。自由に使えるクーポン。これは実際に大阪市で実施していますけれども、この大阪市の事例を見ると、「教育格差は学校外教育で生まれている」と、このように言われております。そのクーポンを与えていくことによって、学校外での教育に充実感が満たされるというような結果が実際出ていますと。

教育の格差は学校外教育で生まれていると。文部科学省の子どもの学習費調査によると、家庭が自己負担する教育支出、学習費は、6、7割が学校外教育費、学習塾や習い事の費用が各家庭でも負担があるよと。日本でも、経済格差によって教育格差は学校外教育で生まれやすくなっているというふうにも言われています。

教育の分野での市の支援としては、さまざまな取り組みがあるというふうに思いますけれども、例えば、先ほど教育長がおっしゃられた要保護児童生徒援助費補助金、こういったものが補助対象の項目、先ほどもおっしゃられたもの以外にもたくさんありますけれども、あと、国庫補助で、幼稚園に該当しますけれども、幼稚園就園奨励費補助の充実ということで、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得に応じた経済的負担の軽減等を図るということで、「幼稚園就園奨励事業」、地方公共団体に対して、国が一部を補助しているということの制度を活用しているところもありますと。今現在、要保護の家庭は、平成27年度ですと約14万人、準要保護ですと、133万人ということで、全国にそれだけの数がいるんですけれども、各市町村によって認定基準の規定を設けていると。八街市もその例だというふうに理解をしています。

そんな中で、事例ということなんですけれども、子どもの貧困について、佐賀県武雄市では、平成28年4月に、教育委員会内に「こどもの貧困対策課」という課を作って、「子ど

もの「貧困対策ワーキンググループ」というのを設置しています。コーディネーターの設置、子どもの笑顔コーディネーターということで、保健師や教員のOBを採用していると。愛知県新城市では、行政だけではなく、学校、保育や幼児教育の場、各支援機関が相互に協力し、一体となって子どもの貧困対策を推進するため、実態調査と計画策定を同時に実施。子育て世代包括支援センター、これは子どもに特化した支援センターを創って、今さまざまな事例を前向きに捉えて非常にいい効果が出ているということで、今注目をされています。

このようなさまざまな事例に学んで、この八街市でも、貧困対策に関する具体的な解決策を見出していきたいというふうに思いますけれども、教育委員会としてはどのように考えますでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

先ほども教育長から答弁がありましたように、まず、教育委員会が認識している貧困世帯というものにございましては、就学援助費の対象者に限っているところをございます。子どもたちは、全体の子どもたちと捉えておりまして、教育委員会だけではなくて、市民部等と連携して、市全体で考えていけるようになればよろしいかなと思っております。

○石井孝昭君

村山次長がおっしゃるとおりなんですけれども、私は、市民部長にちょっとご質問させていただきますけれども、今、教育委員会としてもそうやっておっしゃっていると。教育委員会だけでは限度があるよということなんですけれども。

子どもの貧困対策に関する国の検討協議会というのがあって、そこでは、内閣府とか文部科学省、厚生労働省等の職員がメンバーとなって検討を重ねていると。これを八街市に鑑みて比較してみると、内閣府と言えば総務部、総務課、例えば、文部科学省で言えば教育委員会、厚生労働省で言えば子育て支援課、社会福祉課ということになると思います。この縦割りの行政ではなくて、横断的なしっかりした組織を創って、先進地事例に学ぶ子どもの貧困対策に取り組んでいくことがとても重要じゃないかというふうに思いますけれども、この千葉県でも同じようなことを言われていまして、教育の支援とか、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援ということを言われています。国とか県は、市町村に「子どもの貧困対策推進計画を策定するように」ということで通達がされていますけれども、八街市においても、例えば、先ほど申し上げた横断的組織を、やっぱり教育委員会だけに任せるとするのはちょっと負担が大きいと私も思っていて、やっぱり福祉の部分というのは、横のしっかりとした穴埋めができていかないといけないですし、市役所の仕事を増やしていくのは恐縮なんですけれども、そこは穴をしっかりと埋めていくと。それで事業と、先進事例にもあった取り組みを行っていくことが大事だと思いますけれども、それに伴って「八街市の貧困対策推進計画」を策定していきながら、横断的組織を活用していくべきかなと。このように思いますけれども、部長としてどのように思いますか。

○市民部長（和田文夫君）

八街市総合計画2015の「3の街、めざします。健康と思いやりにあふれる街」の第2

節、「地域で支え合う福祉の推進」では、生活支援の充実を掲げているほか、第3節、「笑顔あふれる子育てへの支援」では、ひとり親家庭等への支援の充実を掲げ、各種施策に取り組んでいるところでございます。このため、子どもの貧困対策推進計画の策定や、横断的な組織の設置につきましては、現時点では計画はありませんが、教育委員会などと連携を図りながら、今後、近隣市町の動向を含め、調査・研究をしてみたいと考えております。

○石井孝昭君

北村市長、私の質問に対して、そのような組織とか考えていただくようなお考えは。部長は今ちょっと、なかなか部長の立場ではおっしゃれないと思うので。市長のお考えはいかがでしょう。

○市長（北村新司君）

先ほども全国市長会、千葉県市長会の決議等々を石井議員に申し上げたところでございますけれども、実は、子どもの貧困対策の推進ということで、いろんな提案、あるいは決議がされております。幼稚園奨励費の十分な財政措置、あるいは幼児教育、今、国でもいろいろ議論されていますけれども、必ず自治体のご意見を賜る、あるいは、経済的な困難を抱えた若者の進学を支えるために奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構に十分意見を聞いた上での対象拡充を図ること、あるいは、大学を卒業した若者が地元で就職し、活躍するような人材定着に資する奨学金制度ということで、全国市長会でも議論、決議をしているところでございますけれども、今、石井議員における提案につきましては、八街市ではどうかということでございますので、そういうことを踏まえた中で、しっかり庁内で議論をしてみたいと思っています。

○石井孝昭君

よろしく願い申し上げます。

質問要旨5番目に移らせていただきます。

子ども食堂についてですけれども、これも本当に貧困対策の1つということで始まったということですが、近年、NPO法人、社会福祉法人等を含めて、地域住民等で創る民間発の取り組みとして、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場所作りとして、家庭における共食が難しい子どもたちに対して機会を与える取り組みとして「子ども食堂」というものが行われております。所管する農林水産省では、地方自治体や地域における食育関係者が、食育推進の観点から、子ども食堂の活動の意義を理解し、適切な認識を有することができるように全国レベルで情報発信をしており、必要な支援を進めていくとあります。そこで、八街市における子ども食堂への取り組みについて、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新聞などで報道されましたとおり、地域の子どもたちに温かい食事や居場所を無料や低額で提供する「子ども食堂」が全国で2千カ所を超えていることは承知しております。本市でも、「社会福祉法人生活クラブ」、「生活クラブ虹の街」、「認定NPO法人VAIC（ヴ

アイク) コミュニティケア研究所」の3者が連携いたしまして、平成29年度から月1回でございまして、「子ども食堂」を運営していただいております、毎月30人から40人程度の方が利用しているという報告を受けております。

今年度は、東吉田地区に所在いたします、生活クラブ風の村保育園八街の隣にある「風のロッジ」におきまして、毎月第3金曜日の午後4時30分から午後6時まで、食事を提供していただいております、費用につきましては、子どもが100円、中学生以上が300円となっております。また、親子に限らず高齢者の方や障害のある方にも利用していただきたいとの願いから、名称を「だれでも食堂」と改め、運営していただいております。

なお、このような支援活動を民間団体が独自で行っていただいていることに対しまして、改めまして感謝を申し上げますとともに、市民の皆様方にもご利用いただけるよう、PRに努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

私が調べた調査によると、3月末の子ども食堂の数は、2千286カ所あると。全国で。これだけの数があるって、八街市でも風の村さんを中心に、1つ実はできていたんだということは理解ができてよかったなというふうに思ったんですけども、これも、先ほどの生活保護世帯なり、要保護、準要保護の子どもたちの対策でもあるというふうに言われているんですけども、なかなか共食がともにできない家庭なり、例えば身体上、精神上著しい障害があったりする子どもたちや1人では生活できない方も、こういったところで一緒にご飯を食べただけの施設を創っていただいているということでもあります。

そこで、実際に、農林水産省では、この6月が食育月間ということで定めておりまして、子どもの朝食の欠食を改善していこうということで、コミュニケーションの促進やPRに、今農水省で努めております。共食の一環、子どもの居場所作りの一環として子ども食堂が今、注目をされておまして、食育の推進に、子どもを通じて地域を取り込んでいこうということに進んでおります。

例えば、大分県の豊後大野市では、ご飯とかカレー、ハンバーグとか100円で、大人は300円ぐらいとか、子どもは0円のところも多いんですけども、その機会にただ来ただけじゃなくて、先ほどの林議員の質問じゃないんですけども、図書館的な、本と一緒に読もうとか、無料学習支援をしていく。あと、遊びをサポートしていく。例えばもの作りをしていく、いろんな自然の木を切って、例えばトンボを作ったりとか、そのようなサポートをする。元気広場、またそこで、野菜も一緒に作ろうということで野菜栽培も取り組んでいくということで、「しげまさ子ども食堂」というのを取り組んでいたり、仙台市では、貧困や家庭の事情で食事を与えることができない子どもたちに、子ども食堂の展開を、今年の7月から独自の助成制度を始めるということで、市が、子ども食堂に限定して助成を始めています。開設費用が最大10万円、運営費は最大年20万円、今年的一般会計当初予算に1千200万円を計上しておりますと。実はこの一部の中に、ふるさと納税でこの一部は賄うという規定を設けています。

昨日、川上委員がおっしゃられた、ガバメントのクラウドファンディングの要素がここにあって、ふるさと納税をしていくことの目的を、貧困の子ども対策に充てていこうという目的の中で寄附をしていただくということを、市としてはそれを受けて、子どもの貧困対策としてしっかりとした制度を創っていているという市があります。こういったこともとても大事なのかなど。いただいた税金をしっかりと活用して、子どもの貧困対策をしていくと。

このような先進地を含めて、八街市としても、この先進事例をもとに子どもの支援対策、子ども食堂の取り組みを通して取り組んでいくということがとても重要と思われまますけれども、その点いかがでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

第3次食育推進基本計画によりまして、毎年6月が食育月間と定められていることは承知しておりますが、本市に設置されております「だれでも食堂」につきましては、先ほど市長がご答弁申し上げましたとおり、「社会福祉法人生活クラブ」、「生活クラブ虹の街」、「認定NPO法人VAIC（ヴァイク）コミュニティケア研究所」の3者が連携し、運営をいただいている事業でありまして、市が直接関わっているものではございません。このため、農業体験など、食育活動への取り組みにつきましては、現時点では非常に難しいものと考えておりますが、ご質問をいただいたような取り組みがあることにつきましては、先進地の取り組み事例として、情報提供してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

子ども食堂の設置者によると、月1回ということが多いんですね。例えば、東吉田も月1回なので、「ぜひ1回来て、見てくださいよ。」ということでおっしゃられていますので、私も含めて、ちょっと行ってみようかなと思っています。職員の皆さんも時間があれば、取り組みに関心を持っていただければ、その延長線に子どもの貧困対策が見えてくるのかなというふうに思います。

時間もないのでちょっと足早に、次の質問に移らせていただきたいと思います。

質問事項2番の、農業問題について。千葉県農業者総合支援センターとの本市の農業の関わりについて、ご質問いたします。

千葉県、そして各農業関係団体は、これまで、農業の担い手支援策をそれぞれの団体で取り組んではきておりましたけれども、関係団体が相互に連携・補完を図ることにより、担い手農業者にとって今より効果的かつ効率的な支援を実現する目的として、平成30年4月1日に、全国に先駆けて「千葉県農業者総合支援センター」が千葉市において運用が開始しました。八街市の農業や担い手支援が、今後幅広く展開されることが期待をされます。そこで伺います。千葉県農業者総合支援センターとの本市の農業の関わりについてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

石井議員のご質問の中でご紹介がありました、千葉県農業者総合支援センターは、平成3

0年3月20日に、千葉県、JAグループ千葉、千葉県園芸協会、千葉県農業会議を運営母体として設立されました新しい組織であります。農業者総合支援センター内には、農家の要望に応じた経営支援のメニュー作成や、実際に農家を訪ねて支援や指導を行う2班対応で、農家の6次産業化や経営承継、法人化、技術指導など、農業全般にわたる相談をワンストップでの対応を想定していると聞いております。

本市の農業との関わりでございますが、実は先般、私が組合長にお会いした折に、概略につきましてはお聞きしたものでございますけれども、現時点では具体的な業務内容等がわかってないこともありますので、千葉みらい農業協同組合の組合長をはじめとして、役員を含めましたトップ同士の意見交換会を今月、6月13日に行う予定でございます。まだ新しい組織でありますので、今後も、千葉みらい農業協同組合や関係団体と連携しながら、本市との関わりなど、調整を図り農業者への支援をしてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。議長、すみません。

今、市長の答弁のとおり、JAグループが中心となって千葉県農業者総合支援センターが、全国初の取り組みとしてできたと。大きな捉え方を言うと、農業生産高が、全国で千葉県は4位ということで甘んじているんですけれども、2位奪還を目指していく取り組みの大きな骨太として機構として、組織として確立をされたと。この中で、JAグループとしては、営農指導とか、販売支援、生産資材の提供なり、食の安心安全対策、また、千葉県園芸協会も一緒に入っていますけれども、農地の集積、中間管理機構とか、6次産業化とか。千葉県農業会議によると、新規就農支援、法人化支援、また、農地転用も含めてさまざまな相談、千葉県によるとGAPの推進なり、公的な助成、営農技術指導とか、耕作放棄地対策とか、鳥獣被害対策。このような大きな団体が1つの組織の屋根の中に入って、千葉市で今展開されていると。

八街市で言うと、例えば今新規就農して農業を始めた方が、農地を借りて農業をしたいなと言う場合に、今までは、市役所の農政課の相談をもって千葉県農業会議、そして、それをもって新規就農のノウハウの相談をして、さらには園芸協会に行って、中間管理機構で農地を借りる相談をしてと。要は、いろんな組織が縦割りになっていたので、それを1つにしたと。今、市長の答弁のとおり、ワンストップでその相談が実際にできるということで、八街市は、農業者目線でいくと、所得の増大が期待をされていくということで理解をしております。農業生産者、機械機具取り扱い販売者は市内にも多いです。千葉県農業者総合支援センターとの結び付きを強めていただいて、農業者に有意な関係を構築すべきだと思いますけれども、担当としてはどのように思いますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

答弁いたします。

本市との関わりにつきましてでございますが、まず、本市の農業者にこのようなすばらしい支援センターがあることを周知することであるとと考えております。そのためには、今後、

農家組合連合会や農協と連携し、出荷団体や各農業団体等を通じて周知をしまいいり、千葉県農業者総合支援センターの利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次の質問に移ります。

農機具事故の現状と事故防止に向けての取り組みについてご質問いたします。

農林水産省のデータによりますと、毎年350人前後が農作業中の農機具等の事故で亡くなっております。一般の交通事故の約5倍、建設業事故の約3倍にも及んでいると言われております。また、農業事故を年齢階層別に見ると、約8割の方が65歳以上の高齢者であり、悲惨な農業事故のほとんどが、不注意や事故防止対策の不備、このような原因が言われております。そこで、農機具事故の現状と事故防止対策について、本市の取り組みについてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市での農機具による事故件数は、平成27年度では2件、平成28年度では1件、平成29年度では5件ございました。今年に入り、農機具による死亡・重傷事故が連続して発生しており、事故を防止することが喫緊の課題と考えております。このような農機具事故の防止対策といたしましては、千葉県におきましては、春と秋の2回、春は3月中旬から5月中旬、秋は8月中旬から10月中旬までの、それぞれ2か月間の期間を定めて、農作業安全運動を実施しております。本市では同期間に、「農作業チェックシート」の配布や、「農作業安全対策ポスター」の掲示などの注意喚起を行い、事故防止の啓発に努めているところでございます。

農機具による事故は、不注意や操作ミスなどの人的要因によるものが多く、事故防止には、一人一人が高い安全意識を持って作業を行っていただくことが重要と考えておりますので、今後も引き続き、定期的な農機具事故を含めた農作業事故防止の啓発を図り、事故防止に努めてまいります。

○石井孝昭君

事故の内容は、圧倒的に機械器具が多いということで、トラクターとか、農用運搬車、防除車、刈払機とかの事故で約7割を占めているということでございます。答弁のとおり、八街市でも今年に入って、南部、山田台地域の方が事故でお亡くなりになりました。五区の方も大事には至らなかったですけれども、農業事故に遭遇しております。また、この農業事故の中身としては、熱中症というものも要件に入っていて、先週、私の上砂の方ですけれども、ある方が、熱中症で病院に運ばれているということになっています。農業を営んでいる方では「ハッとした。ヒヤッとした。」と、このような経験は大なり小なりお持ちかと思ひますけれども、事故の統計を見ると、4月から7月、特に4月、5月が、事故の発生件数が多いと。耕起する、ちょうど春の作業に非常に多いということで、農林水産省では、「平

成30年春の「農作業安全確認運動」として、3月1日から5月31日までを農作業安全対策の重点期間と定めて、「農作業のときに事故に注意してね」という、このようなステッカーを貼って、配布して、その対策に努めていたりしております。また、農作業の安全チェックシートということで、そのようなものを活用しておりますけれども、今後、このような悲惨な農業事故を起こさないためにも、効果的な多くの啓発活動が必要だと思います。農家組合連合会や、他の農業団体との具体的な連携を通じて、担当課としても周知を図っていただけるように、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、地域活性化策についての質問に移ります。

八街市のふるさと納税の現状について、昨日、川上委員より幾つか質問がございましたので、少し要約して質問させていただきたいと思います。

平成20年に始まったふるさと納税、税制改正によって、今年で約10年がたとうとしております。全国的な展開を見せたふるさと納税は、地方創生として定着をしております。平成25年度、八街市の「落花生の郷やちまた応援寄付金」は99件、金額384万8千円であったものが、昨年度には、2千687件、3千236万2千円ほどに伸長しています。八街市に対する認知度のあらわれかとも取れますけれども、八街市のふるさと納税の現状と用途についてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市のふるさと納税につきましては、個人質問9、川上議員に答弁したとおり、平成29年度の実績を申し上げますと、寄附件数が2千687件、寄附金額が3千236万円ございました。前年度の寄附件数が1千200件、寄附金額が1千384万円と比較いたしましても、件数・金額ともに2倍以上に増えており、全国の多くの方々からの応援があったことについて、大いに感謝をしているところでございます。

また、使い道につきましても、寄附を申し込む際に、総合計画の8つの街づくりのメニューの中から選択いただいております。割合で申し上げますと、「特に指定しない」ものが約36パーセント、続きまして、3の街の「健康と思いやりにあふれる街」が約20パーセント、次に、4の街、「豊かな自然と共生する街」が約14パーセントという順に続いているところでございます。寄附者の意向に沿った活用ができるよう努めてまいります。

○石井孝昭君

担当課として、ふるさと納税の寄附金が伸長してきている要因、そして、この要因をどのような金額を目標設定に今後していくのかというのがありましたら、ご答弁お願いしたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

寄附金がかなり多くなってきているという要因でございますが、一番に挙げられるのは、やはり、メディアで取り上げていただいております。前回、NHKの「ためしてガッテン」の方で、落花生の栄養についてを取り上げていただいております。この辺については、コレ

ステロール値を下げる、血管を健康にして死亡率を飛躍的に下げる食材であるとか、がんや生活習慣病を予防すると。または、記憶力がアップすると。このような栄養素について報道されております。この報道があった次の日から、かなり多くの件数をいただいております。こういうこともありますことから、やはりあとは、返礼品をかなり増やしております。その一番のメリットにつきましては、インターネット上で申し込みから決済まで、寄附金の申し込みからお金を振り込むまでができるということの利便性を図っておりますので、この辺が一番大きいのかなというふうに思っております。今後の金額につきましては、幾らという額は定めておりませんが、今年度は、平成29年度を上回る額を目標に行っていきたいと思っております。

○石井孝昭君

額は指定していないということですが、拡大していくと。ふるさと納税を行う団体の方のシェア、裾野が非常に拡大されているなというふうに思います。

総務省からの通知が先般あって、例えば、八街市内在住者の方から八街市へのふるさと納税の寄附をすることが適切ではないよというような通知が来ておりますけれども、八街市ではこの3月31日をもって、市内在住の方が八街市の落花生応援寄附金は寄附できないというようなことになっております。ホームページにも掲載されていますけれども、その理由と、例えば市内在住の方が、平成29年度に八街市ふるさと納税に納税された人数と件数というのは把握していらっしゃったらお願いしたいと思っております。

○総務部長（大木俊行君）

これにつきましては、平成29年4月1日付で総務省の方から通知がございまして、やはりふるさと納税の趣旨、これはやはり、「自分の育ったふるさとや応援したい自治体に対して寄附をしましょう」というのが趣旨でございます。これにのっとり、総務省の方から、市内からの方に対して返礼品を返すのはおかしいだろうという指示がございましたので、これにのっとりまして、今年4月1日から、市内の方からの寄附については、返礼品を廃止しております。ただ、寄附自体は申し込みを受け付けております。ただ、返礼品は返せないということでございます。件数につきましては、平成29年度は54件、84万5千760円でございます。

○石井孝昭君

2番目に、ふるさと納税の今後の展望についてご質問いたします。八街市の今後の展望について、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市のふるさと納税につきましては、ここ数年は、増加の一途をたどっている状況であります。5月22日現在では、寄附申込件数は411件、申込金額は486万円と、昨年度の同月とおおよそ同程度となっております。個人質問9、川上議員にも答弁したとおり、5月から、ふるさと納税業務について委託を開始しております。委託業者が営業をかけ、市

内の各事業者と協働で連携・協力することで、新たな返礼品を研究、開拓し、拡充に努め、全国の皆様から応援していただくとともに、市内事業者の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ちょっとここで1つ申し上げたいのは、先ほどのガバメント、クラウドファンディング間ですね。子どもの貧困対策、ふるさと納税で行う取り組みということで、そこをちょっと考えていただきたいというのが1つと、北海道上士幌町では、子育て支援の充実によって、ふるさと納税を使って子育て支援ということで、教育関係者の意見を反映して、基金を積み立てていると。平成28年度には13年ぶりに人口が31人増加、平成29年度には71人、人口が北海道で増加していると。やはり、子ども、子育てに特化したふるさと納税の仕組みをまた活用していただきたいと思う次第でございます。

最後に、企業版ふるさと納税の導入に向けて、本市の考え方についてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

企業版ふるさと納税、いわゆる地方創生応援税制につきましては、国が、地方創生の実現に向けまして、民間資金の新たな流れを作るために創設しました税制で、市が、「まち・ひと・しごと総合戦略」に位置付けられた地域再生計画を策定しまして、内閣府の認定を受けた後、その事業に賛同いただいた企業から寄附を受け、その寄附金について、税の優遇措置を受けることができる仕組みとなっております。これは、地方創生に必要な財源を確保するため、有意義な制度であるという認識はございますが、企業にとって寄附したくなる事業を発案することが重要であると考えております。

○石井孝昭君

地方創生応援税制ということで、まず、この地方公共団体が企画・立案をしなければいけないという作業がありますけれども、ここはちょっと骨かなと。千葉県で今、3つの市町村でこの企業版を導入しています。例えば1千万円を、企業が八街市に寄附しようとした場合、現行では300万円の公助があったんですけれども、今回の税制は600万円、その倍の公助が受けられるということが1つの魅力的な、会社としては企業イメージアップにつながるし、税制対策にもなるということなんですけれども、八街市としても企画・立案をしていかなきゃいけない作業として、昨日の川上議員の答弁にもありましたけれども、先ほど申し上げたさまざまな事案、子どもの貧困対策なり、子育て支援の対策なりも含めて、さまざまな企画・立案の中に置いていただいて、八街市に拠点のある企業にも呼びかけをしていただいて、八街市の増税対策というか、ふるさと納税を増やしていく対策を講じていただければありがたいなというふうに思っております。

以上で私からの3点の質問を終わらせていただきます。真摯な答弁の中に、これからの事業に向けての企画・立案を行っていただけますようお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。
会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。
午後は1時10分から再開いたします。

（休憩 午後 0時03分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（木村利晴君）

再開します。
休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

○鈴木広美君

誠和会の鈴木でございます。一般質問ということで、この4月から執行部の方も新しいメンバー、組織になりましたので、明快な、前に進む答弁が出ると期待をしまして、一般質問の方に入りたいと思います。

まず、質問事項の大きなところにつきましては、1番目、安心・安全な街づくり。それから2番目に関しましては、学校教育環境ということで、2つのテーマについて質問をさせていただきます。また、最初の、安心・安全な街づくりの（1）空き家問題についてということで、先月、常任委員会等で、群馬県の高崎市、それから藤岡市と、特に空き家問題について視察・研修・勉強の方に行ってまいりました。その視察・研修の高崎市と藤岡市を織りまぜながら、この空き家問題について質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは（1）の空き家問題について、①。これは先日、川上議員さんの方からもありました、本市の空き家の状況について、かぶるかもしれませんが、まず、ここからお願いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の空き家の現状につきましては、川上議員にも答弁いたしましたが、「平成25年度住宅・土地統計調査」において、空き家の総数は3千360件で、空き家率は11.59パーセントとなっております。また、平成27年度に都市計画課において行った、空き家等実態調査の結果では、空き家の可能性が高いと思われる建築物が約300棟ございました。調査時期や調査内容に違いがあるため、2つの数字に大きな差がありますが、今後の人口減少により、空き家がさらに増加することが予想されることから、まずは、空き家をより迅速に把握することが重要であると認識しており、その把握方法を検討してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

今、市長の答弁の中に、平成27年。これはたしか、実態調査を八街市でも行った経緯が

ございます。この問題は、平成23年、24年ぐらいから全国的にクローズアップされまして、平成27年に、やっと八街の方も実態調査をされたという経緯の中で、②に移りますけれども、この実態調査をされたその後の対応について、まずお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年度に行いました、空き家等実態調査の後、千葉県住まいづくり協議会の「空家等対策検討部会」に本市も参加しておりまして、空き家問題についての調査・検討を続けておりますが、これまで空き家対策に効果的な施策が見出せておりません。しかしながら、空き家に関しては、人口減少に伴い、空き家の増加が見込まれ、住環境等の問題がさらに顕在化するものとして、本市としまして、重要な課題であると認識しておりますことから、スピード感と危機感を持って対応してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

スピード感と危機感を持ってということなんですけれども、平成27年の調査から2年以上たっておるんですけれども、担当課の方にちょっとお聞きしたいんですけれども、この2年以上たった中で、具体的に本当に何も対策・対応が進んでいないのか、ちょっと担当課の方にお聞きしたいんですけれども。

○建設部長（江澤利典君）

平成27年度の調査から約2年以上たったということでございますけれども、空き家等の中で、近隣などからも苦情等があったものについては、随時、所有者等への改善の依頼を行っております。また、平成27年度に委託によって調査を行った485件ほどございました。その調査後にまた把握した件数が53件ほどございまして、あわせて538件の空き家に関して、その後の状況を確認するために、再調査を本年4月から始めております。現在、5月末時点での約400件の再調査が終了しております。今月中には再調査が終了する予定というふうになっています。

○鈴木広美君

今の部長のお話ですと、この4月から再調査を行ったということですが、この再調査に関しましては、市の職員のみで再調査を行われているのでしょうか。お願いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

再調査ということで、都市計画課の職員が再調査を行っております。既に把握している、この538件を1件ずつ回って、目視による外観の確認と、必要に応じて写真撮影を行い、データベースの更新等の充実を、現在図っているところでございます。

○鈴木広美君

再調査を市の職員等で行っていると。逆に言うと、ようやく自分たちの地域を自分たちでチェックし始めたのかなど。でも、職員の方が1件1件回っていくということは、非常に大事なことだというふうに認識しております。

今、職員だけで回っていますけれども、今後、各区行政、あるいは地域の方、そういった

方々との連携とか、協力体制というのはどのようになっているのか、お聞きいたします。

○建設部長（江澤利典君）

先ほど市長の答弁の中でもありましたように、今後考えられるのが、空き家の把握方法だと思われまます。職員だけで市内の全ての空き家を把握することは、非常に困難である。空き家の対策については、所有者等はもちろん、市民の方々の協力が不可欠であるというふうに認識しております。地域との連携等につきましては、今後、早急に検討はしてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

地域の方と連携を取って、やはり地域の方は一番そこに住んでおりますので、どういう状況で空き家になったのか、あるいはどういう方が住んでいたのか、あるいは危険なものを目撃しておりますので、そういった情報も含めて、地域、地元の再調査を進めていただければと思っておりますので、お願いいたします。

続いて③なんですけれども、空き家の倒壊、それから、老朽危険空き家の対策について伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

担当課において対応している空き家の問題は、そのほとんどが、老朽化により周辺の住環境に影響を与える可能性のある空き家となっております。これまでの対応といたしましては、市民からの問い合わせを受けた後、職員による現地確認を行い、空き家の状況を確認した後に、空き家の管理責任のある所有者や相続人等を調査いたしまして、その方へ現地の確認と、適切な管理をお願いしているところであります。

○鈴木広美君

平成27年の実態調査のときに、倒壊、あるいは老朽危険の空き家ということで、たしか、ランク付けで調査の結果が出たと思います。たしか、当時はAランクからDランク。特にAランクよりもCランク、Dランク、Dランクが一番危険な空き家である、倒壊のおそれがあるというような内容で、多分調査の結果が出たように記憶しているんですけれども、このランク付けの、A、B、C、Dの、当時の件数をもう一度ちょっと確認したいんですが、お願いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

ランク付けの確認ということでございますけれども、当時、平成27年度に実施した、先ほども申しました485件の調査の結果、空き家の可能性が高いと判断されたものについては339件。そのうちAランクが142件、Bランクが139件、Cランクが48件、Dランクが10件となっております。

○鈴木広美君

今のA、B、C、D、特にこのCとD。Cの方が48件、D、一番高い危険度のものに関しましては10件ということなんですけれども、このDランク、Cランクの対応、あるいは

対策はとられているのか、ご質問いたします。

○建設部長（江澤利典君）

C、Dのランクということでございますけれども、倒壊の可能性は低いですが、現状のままでは利用が困難であるCランクが48件、倒壊の可能性もあるなど、現状のまま利用が不可能であるDランクが10件となっております。これらの物件のうち、現在把握している状況は、Dランクのうち、既に解体された物件が1件、リフォームされた物件が1件、使用実態のある物件が1件というふうになっております。残りの7件及び、また、Cランクの物件につきましては、いまだ対応に至っておりませんが、再調査のうち、早急な対応が必要と思われる物件については、今後、所有者等への対応の依頼とあわせて、また、昨日もご質問がございましたけれども、空き家バンク等の情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

特に一番危険度の高いDランクの10件、うち3件のうち1件が解体が終わったと。ほかのものはリフォームが済んだものもあると。そのほかにも、まだ7、8件怪しい物件があるなどというような形で認識をしたんですけれども。

今日、皆さんのお手元に高崎市さんの資料、これは、「空き家緊急対策総合事業」ということで、平成30年度版ということで資料を出させていただきました。これは、高崎市さんの独自のシステムなんですけれども、この内容が、補助金制度なんです。ただこれは補助金を出すというよりも、これは8つの項目を作って、空き家の対策ということで考えておられます。これは、制度1から制度8までありますけれども、この中には、リフォーム活用ですか、あとは草刈り、更地に対する、空き家を壊した後の補助金ですか、それから、空き家の解体に関する補助金ということで、かなり細かい内容でこれを創られております。高崎市さんにおいては、人口34万人の大きな都市で、確かに財政力も非常に持っております。お伺いしたところ、これは平成26年度から、これを制度7までということで実施をされて、平成26年度のときには、2億3、4千万円ほどかけて始めた市単独の事業ということでお聞きしてきました。その後2年目以降、平成27年度以降からは、1億5、6千万円ぐらいの予算をとって対応されて、今現在も行っていると。

1つの参考なんですけれども、この制度の2番、特に非常に興味を持ったのがこの2番なんですけれども、要するに、解体費用の一部を助成するということです。空き家で老朽化等が進んでいる中で、一番所有者が困っていることというのが、解体したいんだけど、解体費用が非常に高いと。高崎市さんは、財政面の問題もあるんですけれども、1件について内容によっては100万円までの上限で解体費用を出すということで執り行ったところ、平成26年、27年、28年とこの制度を使って、まず、平成26年度が合計222件の申し込みがありまして、この解体、制度2を利用された方というのが162件、半数以上なんです。平成27年においても、235件中133件がこの制度2、解体を利用していると。平成28年度に関しましても、219件中132件。要するに、解体を望まれる方が非常に多いと。そのほかの制度1から制度7、8に関しましては、数字的には低いんですけれども、

半数以上が解体をして、とにかく安全・安心を確保したいという思いがあるそうです。

かといって、これを八街に置きかえますと、非常に単費でこの施策をやるにはかなり厳しいというふうに感じておるんですけれども、その中で1つ提案を考えているのが、例えば今、八街のDランク、あるいは倒壊、老朽化で危険な建物に関して、さほど今のところ件数が多いので、例えば、3カ年とか5カ年計画で、年に2件ないし3件をターゲットにして、上限100万円だったら3件であれば300万円だというような形での、本市独自の補助金を考えられないのか。その辺をちょっとご答弁いただきたいと思います。

○建設部長（江澤利典君）

ただいま、鈴木議員の方からご提案がございました。そうした中で、現在、実際に「空き家リフォーム補助金」ということで、予算は30万円ということになっておりますけれども、鈴木議員が言われたとおり、倒壊の可能性のあるDランクの空き家は、解体することが有効な方法と考えております。個人の財産であることや、解体費に相応の負担がかかることから、既に補助事業等を実施している先進地、今言った高崎の例を見まして、参考として、本市の空き家問題にどのような政策が効果的なのか、高崎は高崎、八街市は八街市の状況等もございまして、その辺をどのような施策が効果的なものか考えながら、それが補助事業なのか、あるいは別の施策が考えられるのかなど、そういう対策を今後検討したいというふうに考えております。

○鈴木広美君

これは、あくまでも1つの資料、1つの提案ということなので。もちろん所有者の意向等もありますし。また、1つの情報として、高崎市さんの場合は、所有者がその市内に住んでおられない、例えば親御さんが亡くなって、その子どもさんたちは他市、他県にいても、その所有者が他市、他県にいても、この補助の対象でこれが利用できる。また、10年以上空き家という確認が取れているものとか、その解体にあたっては地元業者を使うという、そういった縛りも作っておられます。

八街市にとっても、全部が全部まねをしるということではなくて、財政力、それから地域性もありますので、所有者等のお考えもあると思いますので、前向きに少しずつ、1歩ずつ進められるような検討をお願いしたいと思っております。

その次に、④の方に入ります。

④の特別措置法に関することなんですけれども、平成27年の5月、特別措置法が施行されていると思うんですけれども、本市において、八街市にとってはこの特別措置法をどのように受け取られているのか、お願いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

特措法につきましては、国が法律で、地方の空き家対策をバックアップするために制定し、市町村の空き家対策に、一定の法的な根拠が与えられたものと考えております。しかしながら、特措法には、市町村が行う具体的な施策までは定められておりませんが、この法律によ

り、市町村が空き家対策をしやすくなったことは確かであるというふうに認識しております。そこで、現在実施しております、職員による空き家の再調査の結果を踏まえまして、本市としての空き家に対する施策の方向性を慎重に検討しなければならないと考えております。

○鈴木広美君

市長の答弁の中で、慎重に考えていかなければならないということでお話ございましたけれども、この特別措置法、いわゆる特措法なんですけれども、その中に、特措法に沿っていきますと、特定空き家というもので認定しかなければいけない部分というのがあるんですが、この特定空き家について、国の方から、市町村計画または協議会を設置することができるという文言で、各自治体の方に投げられている部分があるんですが、その部分に関しましては、担当課の方はどのようにお考えなのか、お願いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

特措法ということでございますけれども、特措法では、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、また、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損ねている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空き家というのが、特定空き家ということでございまして、その位置付けでありますけれども、特定空き家を市として認定するにあたっては、この特措法では、市町村の判断に委ねられているというようなことがございます。また、今後も増え続けることが予想される空き家に関する問題について、無計画に対策を行うことは、今後の問題の解決にはつながらないのではないかとというふうには考えております。

しかしながら、特定空き家の判断基準の公平性や空き家対策の計画内容については、空き家が個人の財産であることを鑑みて、外部の有識者による協議会を設置して協議を行うことにより、公益性や必要性を担保する必要があるものと考えております。

現在行っている再調査の結果を踏まえて、本市としての空き家に対する施策の方向性を、今後、慎重に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木広美君

今後、協議会の設置を視野に入れているというような理解をしたんですけれども、先ほど、高崎市のお話をさせていただいたんですけれども、高崎市に関しましては、空き家条例ですか、特措法等に沿わない市単独の事業ということでやっておりました。しかしながら、なかなかそれは非常に難しい部分も全国的にありまして、すぐ隣の藤岡市さん、人口約6万5千人の市なんですけれども、藤岡市さんの空き家対策というのは、非常に一般的に空き家条例を創って、その空き家条例を作るにあたって、まず最初に、平成24年には、空き家対策検討委員会を設けまして、その後、行政区によりまず実態調査、それを踏まえた上で検討協議会を設置して、空き家条例を制定していったと。その後、平成27年、特措法に準じて空き家条例の一部を改正しながら、平成30年には検討協議会を経て、空き家対策計画というものを今年の3月に作り上げた市でございまして。

そういった形で検討委員会、あるいは検討協議会といったものを、各自治体がやはり取り組んでいって初めてでき上がってくるものなのかなど。今まで約6、7年、この問題をずっと取り上げてきまして、なかなか一向にその部分が見えてこなかったというのが本市の実態ではなかったのかなというふうに思っています。できる限り、担当課も大変かとは思いますがけれども、協議会等を作りながら、この特定空き家、そして、市単独のそういった施策の方をぜひ進めていただければなというふうに思っております。

次に、⑤の方に入ります。

空き家対策の本市における組織体制について、答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

空き家に関する総合的な相談窓口を都市計画課にて行い、空き家バンクの相談窓口を企画政策課にて行っておりますが、今後さらに多様化する空き家の問題に対しては、各課で個別に対応するには限界があるものと考えております。空き家の問題が、本市の全体の問題であるとの共通認識のもとに、まずは、庁内の体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

今、市長の方から前向きなご答弁をいただいておりますけれども、先ほど来お話ししている高崎市においても、藤岡市においても、やはり総合窓口の一本化、要するに、ワンストップで対応されているというような背景がございます。このワンストップの窓口の一本化について、担当課はどのようにお考えになっているのか、もう一度お願いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

ワンストップの窓口ということでございますけれども、先ほど、市長答弁の中で、空き家に関する総合的な相談窓口については都市計画課で、空き家バンクに関しては企画政策課で行っていると、市長の方から答弁がございました。まずは、この2つの窓口の一本化については、検討しなければいけないのかなというふうには考えております、さらに、個々の担当課で行っている空き家に関する対応についても、住民対応や事務の効率化を図れるよう、担当課にて、今後検討したいというふうには考えているところでございます。

○鈴木広美君

2つの課を一本化していくというふうなお考えが、前向きに考えているんだということで、1つ一歩前に進んだのかなというふうには思います。それと同時に、もう一つ提案というか、私の考えでいきますと、その関係する担当課、例えば、空き家で問題が発生したときに窓口に所有者あるいは市民の方が来たときに、道路河川課、環境課とか、さまざまな担当課が関わっていかざるを得ない状況だと思っております。そういった中に、2つの課を1つの一本化にして、そこに各担当課から1人ずつ選出していただいて、そういう特別チーム、要するに、主軸は都市計画の方になると思うんですけれども、そのほかに、関連する担当課から1人ずつチームとして参加するような、そういうチーム作りの背景は考えられないのか、その辺は1つ答弁をお願いしたいんですけれども。

○建設部長（江澤利典君）

空き家対策に関しては、その内容により関係すると考えられる担当課が、現在のところ分かっている状況です。今後、高崎市しかり、藤岡市しかり、いろいろ先進地の事例も参考としながら、この件に関しては、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。そういった中で、ご質問のチームを作るということについては、現時点ではちょっとまだ見えていないところもございますけれども、庁内での情報の共有については努めてまいりたいというふうに考えています。

○鈴木広美君

1歩ずつ前に進めていただきたいなというふうに考えております。

次に、⑥番なんですけれども、これもかなり前からいろいろと話題になっておりますけれども、空き家等の適正に関する条例、いわゆる「空き家条例」について、本市のお考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

空き家等の適正管理に関する条例等の制定に関しましては、その重要性を十分認識しておりますことから、既に、具体的な空き家対策を行っている市区町村の空き家関連の条例、規則、要綱等も調査いたしまして、本市の空き家問題に対して、効果的な手法を検討してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

今、この空き家条例のお話をさせていただいたんですけれども、藤岡市さん、あるいは高崎市さんは、さまざまな角度での取り組みをされております。空き家条例を作ったからいいんだとか、そういうものではなくて、やはり地域に合った形の対策計画が早急に必要じゃないのかなど。それには、庁内の体制作りもあろうかと思えますし、果たして、それに条例が沿った方がいいのか、あるいは特措法が沿った方がいいのかと。そういったところをよく協議していただいて、よく見ていただいて、八街市に合った対策計画、あるいは進めていただければなというふうに思っております。

次に、2番の学校教育環境についてということで、ご質問をさせていただきます。

まず（1）の就学区域についてということなんですけれども、今年の4月1日から、指定校変更のことが行われました。昨年、この指定校変更について、一般質問の中でもさせていただいたんですけれども、この就学区域の、①の指定校の変更後の現在の状況を、まずお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成30年度に新たに入学する児童生徒から、学区や各学校の学級数を適正に維持する目的で、地理的な理由による指定校変更は行わないこととしました。4月から現在までの間、指定校変更による問題は発生しておりません。

○鈴木広美君

この指定校変更で、八街市全体で、これはどこまでのデータが出ているのかはわかりませんが、もしわかればなんですが、本市で大体何人ぐらいが対象というんですかね。いろいろ条件があったかと思うんですけれども、そういった、もしデータでどのぐらいが対象になっているかわかれば、ちょっと参考までにお問い合わせいたします。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

まず、今年の4月の新小学校1年生で、距離による、要するに地理的な理由による指定校を変更したお子さんは1人もございませんでしたので、これから申し述べます数字にはその方たちは入っておりません。

まず、現在指定校変更が許可されている児童・生徒は、市内で延べ346人です。このうち自宅との距離により許可となった児童・生徒は253人おります。

○鈴木広美君

346人が対象で、253人ということなんですが、その中で②番に移るんですけれども、指定校変更の際しまして、この3月、4月、5月ということで、父兄の方々のトラブルとか問題がなかったのかお聞きいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

距離による指定校変更を願い出てくる方もおりましたが、就学区域について丁寧に説明し、ご理解をいただきました。今後も、就学区域については、学区や各学校の学級数を適正に維持するために、就学区域審議会のご意見を伺ってまいります。

○鈴木広美君

その中で、大きなトラブルはなかったというような受けとめ方をしたいと思うんですけれども、多少なり、私もある父兄からちょっとお聞きしたんですけれども、小さな相談事というか、そういったお話があったかと思うんですけれども、その辺はお聞きになっていないでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

まず、距離に関係なく、相談件数としては15件ほどありました。そのうちの、距離による相談の件数ですが3件ほどございました。また、これに関しましては、先ほど教育長からも説明のありましたように、就学区域につきまして、丁寧な説明をしまして、ご理解をいただいた次第でございます。また、多少距離が少し遠くなくても安全上の理由ということで、そういった相談もございました。

○鈴木広美君

今年の4月からということで、これは解釈もさまざまあると思うんですけれども、指定校変更というよりも、これは指定校、区域、逆に言うと、もとに戻しているという解釈をしていくと非常にわかりやすいのかなというように私は感じております。ただ、要するに、安全

面ですね。前にもお話をさせていただいたんですけれども、それをもとに戻すという中には、やはりちゃんと通学路に対して、安全が確保されているのかというところが非常に問題になってくるのかなと。これからまた来年、再来年と、引き続いてこの指定校変更のことが行われていくわけなんですけれども、それに準じて、安全確保については十分気を使っていたきたいなというふうに思っております。

次に、(2) 番の図書館について、お伺いをいたします。

①の現在の利用者数について、まず、お伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成29年度の個人貸出者数は、延べ6万1千933人、うち小学生までの貸出者数は、5千868人でした。団体貸出者数は、延べ336団体、館内での各事業の参加者数は、3千812人、館外での司書派遣による各事業の参加者数は、2千497人でした。

○鈴木広美君

今、利用状況ということで、多くの子どもたちを含めて図書館を利用されているということなんですが、これもある市民の方から、一部ちょっと相談をされたんですけれども、子どもさん、特に低学年、それから、小さいお子さんを連れのお母さん方を含めて、図書館に来られる方、また、大人の方、中学生、高校生がいらっしゃると思うんですけれども、特に小さい子どもさん、あるいは子どもさん連れの方の子どもさんのスペース、たしか、図書館に入ると右側の手前の奥の方に1つ小さな部屋があると思うんですけれども、あそこはたしか、お話部屋か何かになっていると思うんですけれども、子どもさんたちだけのスペースというのが、今現在、どのような状況になっておるのか、お聞きいたします。

○教育次長（村山のり子君）

まず、乳幼児連れの方から、新聞や図書などを静かに読んでいただく方、調べものをする方まで、さまざまな方が通路を挟みまして、ワンフロアで利用されております。特に、0歳から3歳児対象のおはなし会の日は、特に土日ですが、にぎやかになる傾向がございます。ですが、おはなし会は1階のお話コーナーのドアを閉めまして、ボランティアの方が安全上の意味も含めまして、ドアの前に付いて実施しているような状態でございます。フロアがにぎやかになってしまったときには、職員の方からお声かけをさせていただいているのが現状でございます。

○鈴木広美君

今、村山次長がおっしゃられた、子どもさんたちがやはり騒いでいて、大人の方が非常にその辺が困ってしまったというようなお話があった中で、この辺をちょっと聞かせていただいたんですけれども、その対応策というか、2階はいろいろ部屋が幾つかあるかと思うんですけれども、将来的、あるいは使い方によって、1階と2階をうまくフロアを分けて、その辺の子どもさんたちと、大人のスペースを分けるようなことは考えられないのかお聞きいたします。

○教育次長（村山のり子君）

まず、毎週土曜日のおはなし会ですが、先ほども申しあげましたように、1階お話コーナーのドアを閉めて実施しておりますが、まず、8月や特別な日のおはなし会などは、人形劇など、いつもより声が響いたり、音のするものも使用しますので、その際には、2階の視聴覚ホールを使用しております。また、夏休みなど館内が混雑するときには、静かな空間でご利用いただけるよう、2階の集会室を臨時閲覧室として開放しまして、皆さんの利便性や快適性を考慮しながら、中学生以上の方に利用していただいております。今後も、館内の様子に気を配りながら、よりよい読書環境を整備してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

図書館ですので、なるべく静かに本を読みたいとか、調べものをしたいという方もいらっしゃるかもしれませんが、さまざまな活用が行われているわけですから、そういったところでなるべく、少しずつでも結構ですから、スペース等をいろいろ考えていただければなというふうに考えております。

次の②番の、図書館の利用時間について、お伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

利用時間につきましては火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日開館日は、9時から17時まで、水曜日と金曜日は、9時から19時までとなっております。

○鈴木広美君

そうしますと、近隣市の図書館の利用時間というものはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

近隣図書館の開館時間でございますが、まず、佐倉市は、火曜日から日曜日まで、9時から20時。成田市が、火曜日から金曜日までが9時30分から19時、土・日・祝日は9時30分から17時まで。四街道市が、火曜日から金曜日までが9時から19時まで。児童室は、9時から17時。土・日・祝日は、9時から17時となっております。富里市は、火曜日から日曜日まで9時半から18時。金曜日のみが、9時から19時となっております。最後に、山武市になりますが、火曜日から日曜日までが9時30分から18時までとなっております。

○鈴木広美君

近隣市の方は、大体平日も含め、大体17時までというのはあまり出ていないのかなど。八街も火曜、木曜以外は、ある程度の時間までは行っておりますけれども、これが逆に、あと2日間、火曜、木曜を19時ぐらいまで延ばすことはできないのかどうか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

夜間開館の実施を拡大できないかということでございますけれども、まず図書館では開館時間の延長につきまして、平成12年より施行してまいりました。昨年11月からは、祝日開館を始めたことによりまして行うサービスを、貸し出し並びに返却に限定しまして、シルバー人材センターに業務を委託して夜間開館しているところでございます。夜間開館実施日の拡大につきましては、委託料の財源、施設管理の課題について、関係部局との協議を行いながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

このお話をさせていただいたのが、先ほどの①にも関係していくんですけども、要するに、平日にサラリーマンの方、仕事帰りの方を含めると、やはり平日の17時以降の利用ができると、逆に言う、土曜、日曜、祝日の子どもさんたちが多い時間を避けて行かれるということも可能ではないかと。そうすると、ある程度その時間差という意味で、調整ができればなというような形で今提案をさせていただいたんですけども、祝日を開館したということも非常に喜ばしいことなんですけども、もう一步踏み込んだ形で、ぜひ平日、あと2日間、将来的に利用時間の延長ができることをお願いいたしまして、私の今回の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時57分)

(再開 午後 2時07分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、誠和会、山田雅士議員の個人質問を許します。

○山田雅士君

誠和会の山田雅士でございます。一般質問3日目、残り2人ということで、執行部の皆様、あと一息です。どうぞ積極的に、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。

まずは、質問事項1、子育て支援ということで、初日の林政男議員の質問で、八街市の人口が外国人の1千600人を含めて、約7万800人ということで、人口減少というのは、八街市に限らず全国的な課題でもあります。本市としても、この問題に関しては、積極的な対応をしていただかなければいけないと思うのですが、そこで(1)子育て支援政策について、①八街市の子育て支援の現状と課題について、お聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

子育て支援の現状と課題につきましては、八街市総合計画2015の「3の街、めざま

す！健康と思いやりにあふれる街」にも記載しておりますとおり、急速な少子化の進行、核家族化や共働き家庭の増加など、子育てを取り巻く環境の変化、保育の量の不足による待機児童問題、保育ニーズの多様化などにより、家庭や地域における養育機能が低下し、育児に対する不安感や孤独感を持つ親が増加しております。

このような現状の中、子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から開始となり、本市におきましても、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「八街市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定いたしました。この事業計画に基づき、子育て支援サービスや多様な保育サービスの充実、児童クラブや放課後子ども教室の整備など、諸施策を推進しておりますが、少子化傾向にあるものの、保育園では依然として、0歳から3歳児を中心に待機児童がいることから、多様な保育ニーズに対応した計画的な保育園の整備・充実と待機児童の解消、子育て家庭に対する総合的な相談体制の充実や、身近な遊び場の確保など、保育の質的充実が求められています。

また、ひとり親家庭等は年々増加傾向にあり、生活の中に多くの問題を抱えている場合が多く、経済的だけでなく精神的にも不安定な状況にあることなどから、ひとり親家庭等への精神的支援や生活の安定を図るための支援が重要となっています。このため、相談・援助体制の充実とともに、就労支援を強化し、自立に向けた支援体制を整備する必要があります。また、児童虐待や配偶者からの暴力による子どもへの影響が問題となっており、多様な家庭環境に合わせた支援が求められております。

○山田雅士君

今の市長答弁でもありましたけれども、やはり待機児童の問題というのも大変な課題ですし、八街市は、全国と比べても出生率が低いというのは、これまでの議会でもいろんな方からの質問でもあらわになっているとおりです。

それと先ほど、DV等のお話が出ました。昨日のニュースで、東京都目黒区で、今年3月に、5歳児の女の子が虐待により衰弱死したニュースが流れました。女兒が亡くなる10日前に大学ノートに記されたのは、「次はもっと上手にやるから許して」等の非常に切実な文章でした。恐らくその文章を見て、涙なされた方も多いかと思います。今の日本では、残念ながらこうした事件が年に何度かニュース等で報じられている悲しい状況でございます。

八街市では、ぜひともこういう事件は起きないでほしいと願う次第でございますが、八街市では、例えば育児相談、あるいはDV等の件数がどのようになっているのか、また、それに対してどのように解決していったのか。もし具体例等あれば、可能な範囲で挙げていただければと思います。

○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

子育て支援課内に設置してございます「家庭児童相談室」に寄せられた相談件数となりますが、平成29年度実績で、延べ199件の相談に応じており、そのうち123件が児童虐待に関する相談でございました。また、DVに関する相談件数は、平成29年度実績で、4

0件でございました。なお、児童虐待に関する内容でございますが、ネグレスト、いわゆる育児放棄や、児童への暴力、子どもの前で行う夫婦げんか等による心理的虐待が、本市では多いように見受けられております。加えて、相談内容や家庭環境も多種多様であることから、家庭児童相談室が関わる期間も長時間となっております。このため、今後も相談者に寄り添うとともに、関係機関との連携を図りながら相談者等の継続的な支援に努めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

そういった件数や内容がそれだけ挙がってきているというのは、非常に残念なことではあります。今のところ、八街市ではその中で児童が命を落とすとか、そういう悲しい事件はありませんが、引き続き、さまざまなケースにいろんな地域、各関係団体との連携を重ねて丁寧に対応して行ってほしいなと思います。

現代、どうしても子育てというと母親になってしまうんですけども、その方たちは非常に孤独というか、そういうことで問題を抱えていらっしゃる。2016年のブログでは、有名なあのせりふ、「保育園落ちた。日本死ね。」といったことを、周りに言えず、そういうところで表現するしかなかったり、あとは、一昔前だったら、公園デビューというようなことがあって、そこで地域の方と同じように子育てをする方と接して、いろんなお話とかもできたところですが、最近はなかなかそういう機会も減ってしまい、密室育児というような形で、ネット育児、そういった問題を抱えていらっしゃる親御さんがかなり多くいらっしゃいます。やはりそういったものを解消していくためには、もちろん市としても、国としても、積極的な子育ての支援をしていかなければいけないと思いますが、そこで②の、子育て世代包括支援センターの設置について、お聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

子育て世代包括支援センターは、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じまして、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としております。国では、平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指していくこととしており、本市におきましても、当該センターの開設に向けて、各種研修会への参加や他市町で既に運用中の施設を視察することなどにより、本市の実情に即した各種支援サービスの提供体制について、関係各課の連携を含め、検討を進めております。そのほか、専任職員の配置や既存施設の改修などが必要となりますので、これらの課題に取り組みながら、子育てができる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

子育て世代包括支援センターは、平成32年度末までに全国展開ということで、国からの努力義務ということで、2016年5月の母子健康法と児童福祉法の改正にあわせて、そういったものが発布されました。平成32年度末というと、あと約3年後になりますが、それ

ほど時間の猶予はあるわけではないかと思いますが、その辺例えば、タイムスケジュール等を含めて、どのような計画になっているのか、今の段階でお話しできる部分があればお聞かせください。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

子育て世代包括支援センター業務に関する研修会への参加や、先進市町への視察などは、既に昨年度から始めております。一口に子育て世代包括支援センターと申しましても、さまざまな運営形態がございますので、本年度は、本市の実情に即した運営体制を、人員配置や予算措置等を含めて検討し、来年度以降は、本年度の検討事項を踏まえまして、具体的な開設準備に着手することとなります。

本市といたしましても、できるだけ早い時期に当該センターを開設できるよう、努力してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

ぜひともそのセンターが開設されるまで、迅速かつ的確に計画を進めていって、そういったものが無事開設できるようにお願いしたいと思います。その中で、その包括支援センターが設置されたときには、やはり日本の場合、子育て支援政策というのが、さまざまな課に分かれて、よく言えば、多様な支援。悪く言えば、その届け出先がまちまちで、それぞれの場所に出向かなければいけないといった問題も抱えています。

そこで例えば、そういったサービスがワンストップで無事にできるようになるのか。それとあとは、例えば、マイ保健師といったものが、移動なくその方を担当できるのか。そういったことが大事になってくるかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

先ほどもお答えいたしました、さまざまな運営形態が考えられますので、本市の実情に即した運営体制を検討してまいりますが、その中で、関係各課が連携することによりまして、ワンストップサービスのような支援体制につきましても、検討してまいりたいと思います。

また、担当者につきましては、人事異動等の諸事情により変わることも考えられますが、今現在、妊娠届け出時にいろいろなお話を伺う中で、支援が必要と思われる方については、住所により、その地区を担当する保健師が引き続き支援していく体制を整えております。

○山田雅士君

さまざまな課題があると思いますが、やはりそういったサービスがワンストップでできる、あるいはマイ保健師という存在があって、ずっと安心して相談ができるというのは、非常に理想ではないかと思いますが、そういった制度がしっかりできるように、取り組んでいただきたいと思います。

子育ての先進のフィンランドでは、「ネウボラ」というような言い方で、育児・妊娠相談所ということで取り組まれて、非常に効果を上げているわけですが、その国の精神科医の言

葉では、「子育ての悩みが増えたのは、母親ではなく社会が変わったから、社会には親を支援する責任がある」というようなことを言われています。これはまさに今の日本でも当てはまるのではないかと思います。どうしても日本の場合には、子育て支援という部分に対して、特にヨーロッパやそういった先進国から比べると、非常におくれているというのが正直なところではないかと思います。そういった部分を、もちろん市だけで取り組んでも厳しいものがあると思いますし、それはやはり、日本全体で取り組んでいかなければいけないかなと思います。

そこで、市長に、この子育ての問題に対して決意を。八街市として、どのように子育ての問題に取り組んでいくか。そういった部分をお聞かせ願えればと思います。

○市長（北村新司君）

以前から議会等々でも申し上げておりますけれども、「次代を担う子どもたちは、八街の宝だ」といつも申し上げておるところでございます。そうしたことを観点にしながら、安心して子どもを産み育てることができるよう、まずは、今年度は児童クラブの新設、そして、来年度は児童館を新設する。また、先ほども答弁でも申し上げましたけれども、ワンストップ拠点となります子育て世代包括支援センターの設置に向けて、今、検討も行っております。

子育て支援は、八街市全庁を挙げて努力してまいりたいと思っておりますし、また、あわせまして、子どもの貧困対策ということも含めた中での子育て支援もしっかり八街市としても努力してまいりたいと、改めましてお誓い申し上げる次第でございます。それには、議員の皆様方のご理解とご協力が必要でございますので、その辺のところも含めまして、私の新たな誓いということで答弁させていただきます。

○山田雅士君

非常に力強いお言葉をいただけてうれしく思います。3期目の出馬を決意された市長にあたりましては、引き続き、子育て支援に全力投球していただきたいなと思います。

では、続きまして、今度は都市整備ということで、公園整備に関してお聞きいたします。

公園に関しては、2日目の質問で、小高議員からも、子ども議会での講演が取り上げられたということでお話がありました。少しかぶる部分もあるかもしれませんが、まずは、八街市の公園整備について、お聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内には、けやきの森公園や八街中央公園などの都市公園が13カ所と、宅地造成地内に約120カ所の小さな公園がございます。公園を新たに整備するためには、場所の選定や用地の確保などに多くの時間と費用がかかるため、現在の市の財政状況を考えますと、大変厳しいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、今年度は、けやきの森公園に、防災井戸設置工事と国道側の進入路整備工事を予定しております。また、八街中央公園につきましては、市民の皆様方から駐車場の設置要望がありますことから、財政状況もございますけれども、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

ぜひとも、けやきの森の防災井戸、あるいは中央公園の駐車場、そういったものの整備もしっかりやっていただければと思います。

その中で、次に、公園の遊具に関してなんですけれども、先ほどの子育ての質問からの続きになるかもしれませんが、八街市で子どもたちが育つには、やはり公園の遊具というのが大事ではないかと思います。私も、目の前に十字路の公園があつて、小さい頃はやはりそこでよく遊んだ思い出があります。そういった公園で遊具を使って遊ぶことが、子どもたちの心身が健全に育つためには大事ななと思うのですが、現在の公園の遊具の状況をお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁します。

市内には、八街中央公園などの都市公園11カ所に29基、児童遊園12カ所に38基、宅地造成地内の公園83カ所に172基の遊具を設置しております。これらの遊具は、国の指針により、年1回の点検が義務付けられております。この点検により発見された異常につきましては、その程度に応じて遊具の使用を禁止したり、修繕などの応急処置を講ずるとともに、その後、補修、撤去、更新などを行い、公園利用者が安全に利用できるよう管理しております。また、市内の公園には管理者が常駐していませんので、公園利用者や地域住民の方が公園の不具合を発見した場合には、速やかに市に連絡していただくことが安全性の確保及び向上に有効ですので、ご協力をお願いしているところでございます。

○山田雅士君

そういった点検をしっかりやっていただいて、事件、事故等のないようにお願いしたいなと思います。

どうしても、昨今の状況ですと、そういった市が管理する公園の遊具で遊んで、何かけが等があったとき、訴訟の問題等があったりします。八街市では過去にそのような事例等があったかどうか、お聞かせください。

○建設部長（江澤利典君）

ただいまの議員のけがをした場合のということでございますけれども、そういった事例は今のところございません。

保険について若干申しますと、公共施設等についての保険については、保険の対応は可能でございます。しかしながら、保険の対象外も当然ありまして、先ほど議員がおっしゃったように、賠償責任が生じることも考えられますので、今後もそういうことがないよう、点検等の充実を図っていきたいと考えております。

○山田雅士君

まずは、そういった事例がないということで安心はしました。

その中で、そういった点検業務をされる中で、もちろん可能な限りは修繕をして、遊具はそのまま残るのが理想かと思いますが、やむを得ず撤去をするということも実際は数

多くあると思います。どうしても、私が見て、子どもの頃と比較すると、公園の遊具がちょっと寂しい状況になっているのではないかと思う次第でございます。

ちょっと公園と離れると思うかもしれませんが、お聞きください。

機会がありまして、元ボクシングのWBAスーパーフライ級の世界チャンピオンになった飯田覚士氏のビジョントレーニングというものの講演を聞く機会がありました。その中で氏は、公園の遊具を使って遊ぶ機会が減ったために、子どもたちの目で見えた情報を頭の中で処理して体で表現すると、そういった能力が今の日本の子どもたちでは多く見受けられるという危機感を抱いておりまして、氏は子どもたちのために、こういった内容を改善するためのトレーニングであったり講演を行っています。非常におもしろい内容で、どうしてもボクシングの世界チャンピオンということがあって、スポーツのあれなのかなと思ったけれど、決してそうではなくて、例えば、問題のある子どもたちの中には、目の前に星形の図形を見せて、これと同じものを書いてくださいと言っても、それが頭の中で処理できなくて、きれいに星形が書けないと、そういうお子さんもいらっしゃるそうです。それは決して障害とかではなくて、遊具を使って遊ぶ、そういった体の感覚を身に付ける機会が今の日本で少なくなったために起こってしまう問題だということで、そういったものを少しでも改善できるよう、氏は努力されているそうです。例えば、遊具を使って、ブランコだったらどのくらいまで地面と傾いているのか。それで、その後、飛びはねてどこまで着地するのか。鉄棒だったら、前に回ったり後ろに回っている、そういったこと感覚を養うことは、決して体だけのためではなく、脳のためにもなるというようなお話でした。その話を聞いて、八街市でも、子どもたちが公園で遊ぶ際には遊具が充実しているとうれしいなと思った次第ですが、そういった公園の遊具の充実に向けて、現在の八街市ではどのように取り組まれているというか、いろいろ財政も厳しいとは思いますが、一昔前のような公園の遊具の状況等、ぜひできないかと。遊具の充実した公園というのが存在できないかと思いますが、いかがでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

議員のおっしゃる、遊具ではなく、そういうトレーニングというか、脳のトレーニングとか、そういうこともあろうかと思えます。そういったトレーニングについても、遊具がある程度整備されていた方がいいのかなというふうには感じるころではございます。以前、遊具については補助金等がございまして、いろいろ設置が10分の10の補助でやった機会が何年か前にやっているという記憶がございまして、そうした補助事業等もよく注視しながら、遊具の整備については今後整備をする方向で検討していきたいというふう考えております。

○山田雅士君

ぜひともそういった状況になれるように、今後も引き続きいろいろな状況を注視したり、努力したりして行ってほしいなと思えます。子育て世代包括支援センターができて、八街市で安心して子どもが産める状況になり、そこで育った子どもたちが八街市の公園の遊具を使って健全に育成されると、そういった明るい未来が開ければなと思えます。そういった環境づくりに向けて、今後とも引き続きご努力をお願いしたいと思います。

では、最後に、環境問題ということで、クリーンセンターについてお聞きします。

先日の角議員の質問では、雑紙を中心としたお話でクリーンセンターが取り上げられましたが、私は、今回事業系の一般廃棄物についてお聞きしたいと思います。

では、まず、事業系の一般廃棄物の状況についてお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

事業系一般廃棄物とは事業に伴って排出される廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では産業廃棄物以外の廃棄物を指しております。製造業などの特定業種を除き、主に紙、布、木、食品残さなどの可燃物がそれに該当いたしますが、クリーンセンターでは、これに加えまして、不燃物である瓶、缶、ペットボトルの資源物もあわせて引き受けております。

事業系一般廃棄物の搬入量は、平成24年度から平成28年度までの過去5年間の平均で、収集運搬許可業者からの搬入が、可燃物が約3千859トン、不燃物が約39トンあり、事業者が自ら搬入した可燃物が約363トン、不燃物が約49トンでございました。平成29年度には、クリーンセンターでは処理することができない廃プラスチック類が持ち込まれていないか、許可業者への展開検査や、自ら持ち込む事業者に対する確認作業を強化した結果、過去5年間の平均に対して、許可業者からの搬入は、可燃物が4.7パーセント減の約3千677トン、不燃物が69.2パーセント減の約12トンとなり、事業者が自ら搬入した可燃物が28.1パーセント減の約261トン、不燃物が87.8パーセント減の約6トンまで削減することができました。本年度も許可業者への展開検査を継続して実施するとともに、自ら持ち込む事業者へも適正処分への指導を推進してまいります。

なお、瓶につきましては多額の処分費がかかることもあり、本年度から事業者に対し産業廃棄物として適正処理をしていただくよう周知し、受け入れておりません。今後も、法律に基づきまして、廃棄物の適正処理を徹底してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

そういったいろいろな検査等をすることによって、かなりの削減がされているということで、その努力は大変頭が下がる思いでございます。

今年度、4月からそういった集荷体制に変更があったということで、その事前の検査等でそのようになったわけですが、その集荷体制の強化について、もう少し詳しくお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

事業に伴って排出される一般廃棄物は、その約9割が、市が許可をしている12の許可業者が各事業所等を巡回し、回収を行っております。昨年10月には許可業者を集めて講習会を開催し、クリーンセンターで処理できる廃棄物についての周知を図るとともに、その後、平成30年2月に3日間の展開検査を実施いたしました。その結果、本来、産業廃棄物とし

て処理しなければならない、こん包に使用する発泡スチロールやプラスチック製の紐、ビニール製品、長靴などが散見されたことから、許可業者を通じて事業所にチラシを配布し、周知徹底を図りました。

なお、千葉県内の多くの自治体では、廃プラスチック製品のうち、従業員が職場で飲食をした弁当等の容器につきましては一般廃棄物として受け入れることとしていることから、市では現在、コンビニエンスストア等から出る、客が飲食した弁当等の容器につきましても受け入れることとしておりますが、売れ残った弁当や食品の廃棄につきましては、廃プラスチック容器との分別を行い、容器は産業廃棄物として処理をするように促しているところでございます。

今後も許可事業者との連携を強化し、廃棄物の適正処理を徹底することで、ごみの減量化を図ってまいりたいと考えております。

○山田雅士君

そういった分別作業というのが、私もどうしても関わる立場でもありますので、非常に大変なのは承知のところだと思います。

今回、この質問をやるにあたって、許可業者からもお話を聞いて、今後どうすればいいでしょうかというような相談も受けたりしたのですが、今回、この検査を受けて、今年度から新たな集荷体制になったことで、問い合わせや対応での苦情、苦慮、そういった相談だったりがあったのか、お聞かせください。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

答弁いたします。

昨年10月から、廃棄物収集運搬許可業者に説明会を開催するとともに、直接搬入する事業者の方々にはチラシを配布し、適正処理を促し、本年4月から廃棄物処理の適正化を図っているところでございます。このことに対しまして、幾つかの事業所等から、処理できる品目などについての問い合わせがございましたが、特に苦慮した点は、現在のところ、ございません。

○山田雅士君

先ほどの市長答弁の中でも、例えば、長靴だったり、ビニール紐だったり、そういったものが発見されたというような話もありました。恐らく実際には、事業者だったり、許可業者は、そういったものが廃プラスチックで処理しなければいけないとか、分別しなければいけないとかというのは、恐らくはわかっているけれども、なかなかできないというような中でやっていたのかなと思います。ただ、今回はクリーンセンターからの丁寧な説明や対応で、混乱なく今のところは推移しているということで、非常にうれしく思います。

ただ、ごみの問題は、本当に細かく分別すると切りがないくらい、いろいろな状況だったり、分別方法であったり、また、先ほどコンビニエンスストアのお弁当という話がありましたけれども、その中に入っているものも、廃プラスチックのものと、当然、食べ残しの物等はしっかり分けなくてはいけないし、また、その中にあるしょうゆやソースのキャップであ

ったりとか、そういったものを、本当に細かく言ったら切りがないぐらいになってはいくのですけれども、ただ、今後の市のクリーンセンターの問題でしたり、日本の環境問題を考えると、こういうごみの分別というのは強化していかなければいけないのかなと、集荷体制は強化していかなければいけないのかなと思います、さらなる強化策というのはお考えでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

答弁いたします。

他の自治体では、コンビニエンスストアなどへの立入調査を実施し、店外にありますごみ箱を店内に入れていただくようお願いをしたり、定期的に大量搬入する事業者に対しましては処理計画を策定させるなどをしてしておりますが、本市では、一般廃棄物収集運搬許可業者への講習会や展開検査を充実させるとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者との連携を密にし、許可業者を通して各事業所等への啓発に努めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

先ほど、コンビニエンスストアのごみ箱の問題も言われましたけれども、正直に言って、これは、店外にあるのと店内にあるのは非常に大きな違いがあります。それは、この中で私が誰よりも身をもってわかっている者ではあるのですけれども、どうしても、最近新しく建った店舗というのは、基本は店内にごみ箱を設置するということになっているのですが、何年前かに建てたお店では、どうしてもまだ外にごみ箱がある状態ということで、今後はそういったところに対する、先ほど言われましたような立入調査だったりとかをしていかなければいけないのかなと思います。もちろん、回収する許可業者の方はルールや法にのっとり回収をしていきますし、そこと契約している業者は、当然その業者から話を受けて、業者がしっかり回収できるような体制をとどめていっているというのが、今の段階では、対応等がなかったということで、しっかりできていると思いますが、一番肝心な大もとのごみを捨てる市民の方々、この方たちにも本当にしっかりごみ処理のルールを守っていただかないと、例えば、市のクリーンセンターだけが努力しても、回収業者の事業者だけが努力しても、ごみの回収習慣の問題というのは解決されないのかなと思います。

今回、私もこの話をごみの集荷体制が変わるとということで話を聞いて、改めて八街市の、昨日も角議員の中で話がありましたが、収集カレンダーを見て、恥ずかしながらここまでしっかり分別をやっていなかったというのが正直なところ。これを見て、本当はこうして処理をしなくてはいけないのだなと、そういうことを改めて思った次第でございます。

どうしても、コンビニエンスストアの本部の方は、環境に配慮して、お弁当とかの容器は、燃やしても有害物質が出ないものを使ってはいます。でも、イコール燃えるごみで出しているものではないと。どうしてもそういうものを知らない方が、現状では多いのではないかと思います。どうしてもそういうものを見ると、燃やしても有害物質が出ない、では燃えるごみに捨てようという方が多いのが状況です。ですので、私も皆様に周知して、そうではないということはこれからもっとアピールしていかなければいけないかと思いますが、やはり、

それを捨てる八街市民一人ひとりが、ごみの処理に関して、的確にルールであったり、分別方法であったりを把握していただかないといけないのかなと思います。

その中で、昨日のご答弁でも、これからごみ収集カレンダーをコンビニエンスストアに配布したりと、当然、市のホームページ等でも広報していくというような話がありましたが、そういうことをしっかり取り組んでいかなければいけないと思います。

最後に、黒崎新部長に、クリーンセンターのごみの収集の問題に関して、八街市が総力を挙げてしっかり取り組んでいただけるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

まずは、今回の事業系一般廃棄物の件につきまして、ご答弁させていただきます。

事業系一般廃棄物の集荷体制につきましては、今後も事業者の方々や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携を密にいたしまして、あわせて、さまざまところで啓発活動を行うよう努めてまいります。

○山田雅士君

ぜひともその取り組みをしっかりとやっていただけるようよろしくお願いたします。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、山田雅士議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時51分)

(再開 午後 3時00分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

皆様、大変お疲れさまでございます。山口孝弘でございます。

6月議会最後の一般質問でございます。石井議員、鈴木議員と重なる点は多々ございますが、通告に従いまして、3項目にわたり質問をいたします。執行部の皆様におかれましては、明快なる答弁をお願いいたします。

それでは、質問をいたします。

質問事項1、要旨（1）の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」について質問をいたします。

平成25年6月、「子どもの貧困対策に関する法律」が国会の全会一致で成立いたしました。この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが、健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするものでございます。法

律に基づきまして、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」、当事者や有識者から成る「子どもの貧困対策に関する検討会」、パブリックコメントを経て大綱について検討を行い、平成26年8月、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定された次第でございます。

大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、スクールソーシャルワーカーの配置人数、スクールカウンセラーの配置率、就学援助制度に関する周知状況、子どもの貧困率などの25の指標を設定しております。25の指標の改善に向けては、石井議員が配付した資料のとおり、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、子どもの貧困に関する調査研究等、施策の推進体制等といった事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げているわけでございます。そこで、八街市として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨にのっとり、どのように向き合っているのかお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成25年度に策定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて、平成26年8月に内閣府で制定された「子どもの貧困対策に関する大綱」にある基本方針『5教育の支援では「学校」を子どものプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。』に基づき、八街市教育委員会としては、各世帯に就学援助制度について、今年度より始まった入学準備金のお知らせや、給食費の未納家庭へ就学援助制度のお知らせを配布し、制度の周知を丁寧に行っております。貧困が原因で学校生活に支障を来す児童・生徒については、少人数やきめ細かな学習指導を通して学力保障を行っております。また、市独自でスクールソーシャルワーカーを配置し、関係部局との橋渡しを強化しております。さらに、スクールカウンセラーを昨年度より朝陽小学校に新たに配置し、市で6名を中学校4校と、小学校3校に配置をして、児童・生徒の相談体制を構築するよう努めております。

○山口孝弘君

ただいま教育長より教育の支援について答弁をいただきましたが、特に先ほど、教育長の話にもありましたように、スクールソーシャルワーカーの活躍は、本当に誠に顕著であるというふうに話を伺っております。今や学校には欠かせない存在であるというふうに伺っておりますので、これからもぜひとも活躍していただきたいなというふうに思います。

その他、貧困対策の重点施策であります生活支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援については市としてどのように向き合っているのか、お伺いをいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」につきましては、貧困の状態、状況にある子ども

もが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とすると認識をしております、基本的な施策といたしましては、教育支援のほか、生活支援、保護者への就労支援、経済支援などが掲げられております。

本市では、八街市総合計画2015の「三の街めざします健康と思いやりにあふれる街」の「第2節、地域で支え合う福祉の推進」では、生活支援の充実を掲げているほか、「第3節、笑顔あふれる子育てへの支援」では、ひとり親家庭への支援の充実を掲げ、各施策に取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、これらの施策を中心に、社会情勢の変化に対応した子どもの貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございました。

先ほどおっしゃったように、石井議員とも若干重なるというところもありますが、続けて質問をさせていただきます。

今後の展開、現状やられていることだけではなく、今後の展開として、さらなる貧困対策の充実を図るために、どのような施策を展開したいというふうに考えているのか。やはり、今の現状をしっかりと把握した上で充実をさせ、そして、貧困対策を図っていくという、先ほど市長にも、全市を挙げて取り組んでいただくという力強いお言葉をいただきましたが、改めて今後の展開、考えていることがありましたら、お伺いをいたします。

○教育次長（村山のり子君）

子どもの貧困対策ということで、教育委員会の立場といたしましては、まずは、子どもたちの家庭の実態によって、就学の援助制度の普及、そして、周知するだけではなくて、どうして出せないのかという、申請が出てこない家庭もありますので、そういったところをもう少し深く研究してまいりたいと考えております。

○市民部長（和田文夫君）

子どもたちの支援施策の充実、強化が必要とは認識をしておりますが、幅広い部、課等の関わりが必要であるほか、国の支援も必要と考えておりますが、具体的にいつまでにどのような方法で取り組むかまでは決定をしておりません。しかしながら、先ほど市長がご答弁いたしましたとおり、全国市長会では子ども、子育てに関する協議が行われ、その中で、子どもの医療費に係る全国一律の保証制度の創設及び国庫の減税措置の全面廃止について、子どもの貧困対策の強化についてなどが、国において必要な措置を講じられているとの決議をされているところでありますので、これらを踏まえまして、国や近隣市町の動向に注視しつつ、今後調査研究をしてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

先ほど市長も、全市を挙げて貧困対策に取り組んでいただけるという力強いお言葉をいただきましたので、ぜひとも相互に連携し合い、貧困対策に向けて対策を練って、そして、前

へと進めていただきたいというふうに思います。

また、貧困につきましては、さまざまな要因が絡み合っているケースが多くございます。虐待であったりネグレクトであったり、貧困が理由で不登校になりつつ方がいるかもしれません。また、いじめに遭うケースもあるかもしれません。そういったケースが起きないように、これからも積極的に貧困対策に力を注いでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、要旨（２）の子ども食堂開設に向けての行政の対応について、質問をいたします。

近年、地域住民等による民間発の取り組みとして、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子ども食堂が広まっており、家庭における共食が難しい子どもたちに対し共食の機会を提供する取り組みが増えております。

地方自治体は、地域住民、関係機関、関係団体、NPO等々と適切に連携をして、地域における食育を推進する役割を担っております。子ども食堂をそうした連携先の1つとして位置付け、連携を深める中で、子ども食堂の取り組みに地域ぐるみで協力し、子ども食堂の活動遂行に役立つような環境整備を行うことが期待されております。

そこで、他市町村では子ども食堂を開設しているところが多く見られますが、今後の市の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問12、誠和会、石井孝昭議員に答弁したとおり、地域の子どもたちに温かい食事や居場所を無料や低額で提供する子ども食堂が全国で2千カ所を超えていることは承知しております。本市では、「社会福祉法人生活クラブ」「生活クラブ虹の街」「認定NPO法人VAIC（ヴァイク）コミュニティケア研究所」の3者が連携しまして、平成29年度から、月1回ではありますが、「子ども食堂」を運営していただいております。毎月30人から40人程度の方が利用しているとの報告を受けております。

さらに、今年度は、東吉田地区に所在いたします生活クラブ風の村保育園八街の隣にある「風のロッジ」におきまして、毎月第3金曜日の午後4時半から午後6時まで食事を提供していただいております。費用につきましては、子どもが100円、中学生以上が300円となっております。また、親子に限らず、高齢者の方や障害のある方にも利用していただきたいとの願いから、名称を「だれでも食堂」と改め、運営していただいております。なお、このような支援活動を民間団体が独自で行っていただいていることに対しまして感謝申し上げますとともに、市民の皆様方にご利用いただけるようPRに努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

この点につきましても、先ほど石井議員が同様の質問をいたしましたので、1点だけお伺いしたいというふうに思います。

生活クラブが行っている「だれでも食堂」、これは大変ありがたいことで、この民間の活動で子ども食堂、「だれでも食堂」ということで展開をしてくださっているということは本

当にありがたいこととございます。そういった子ども食堂をほかの場所でやりたい、やってみたいという相談とか、そういった問い合わせが過去にどれぐらいあったのか、今あるのかをお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

相談というか、お話はあったかと思うんですけども、正式な開設依頼というのはまだ来ておりません。

○山口孝弘君

ぜひとも、相談があった際には、ぜひとも全面的にバックアップをしていただきまして、これは子どもの貧困対策にもつながりますし、ましてや地産地消にもつながる、食育にもつながるといことで、全面的にバックアップをお願いしていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

次に、要旨（３）、生活困窮世帯での高校入学への支援について、質問をさせていただきます。

２０１７年８月、未就学期から大学卒業後の進路までを追った学校基本調査の平成２９年度速報値が文部科学省から発表されました。そのデータによれば、高校への進学率は９８．８パーセントとなっております。高校は義務教育ではありません。しかしながら、進学率９８．８パーセントという数字から見れば、高校進学は当然のこととなっているのが現実と言えます。

そこで、③の小・中学校では、生活困窮世帯の児童・生徒に対して就学援助など支援体制がとられておりますが、高校では義務教育ではないため、支援がございません。しかし、現実的に義務化している今日において支援が必要ではないか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、高等学校進学者に対しては、国、県の高等学校就学支援金及び奨学給付金があります。生活困窮世帯への支援としては、中学校における進路指導を行う際に、高等学校進学希望の生徒及び保護者とは、複数回の面談を実施し、成績のみならず、家庭の状況を踏まえた適切な指導を行っております。生活困窮世帯の生徒に対しては、単純に授業料の安い公立高等学校への進学を促すのではなく、通学できる範囲の私立高等学校の特色を調査し、中学校時代の実績や、入学後の成績による減免措置や独自の奨学制度の有無など、さまざまな付加条件を提示しながら、各生徒、家庭とともに最善の選択のための検討をしております。

また、市の社会福祉協議会等の就学支援のための学費貸出制度を紹介するなど、金銭面の支援の情報提供にも努めております。

今後も、国の高等学校就学支援金制度などの動向を注視するとともに、一人ひとりの家庭環境を考慮した進路指導に努め、就学支援が適切に行われるよう、学校及び教育委員会が連携していく所存でございます。

○山口孝弘君

ちなみにですが、八街市の子どもたちの高校進学率はどのような状況なのでしょうか。お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

本市の平成29年度卒業生の高校進学率でございますが、全体で97.7パーセントでございます。

○山口孝弘君

若干国の調査より低いですが、1パーセントほどということになりますね。

やはり、生活困窮者の世帯に対しては、知らなかった、聞いていなかったということが絶対にあってはならないというふうに私は思います。今の学校教育現場でも新しい制度がどんどん出てきて、そういう制度を紹介できればいいのですけれども、やはり、そういう制度をいち早く察知して、伝えていけるような体制を、ぜひとも今後とも創っていただきたいと思います。やはり新しい情報は入ってきますから、そういう制度を使えるようにアンテナを張って、先生方にも協力していただきながら周知徹底をお願いいたします。

次に、質問事項2、就学指定校変更の制度について、質問に入りたいと思います。

この就学指定校変更ですが、平成30年度よりこの制度が大きく変わりました。まず、変更に至った経緯についてお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成19年度から学区の弾力的な運用を行ってまいりました。しかし、距離を理由にした指定校変更を認めたことにより、学級数に偏りが生じ、施設、設備の不足など、教育環境に差が出始めました。教育委員会の諮問機関である「就学区域審議会」において、この問題を解決するために協議を重ねた結果、平成30年度に新たに入学する児童・生徒から、各学校の学級数を適正に維持する目的で、距離を理由にした指定校変更は行わないことといたしました。

○山口孝弘君

この制度が変わったことによる苦情や問題点について、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

隣接する学区の周辺に居住する方々においては、以前に距離による理由で許可された家庭に仲のよい上級生がいたり、指定された学校が以前に許可された家庭よりも遠い位置にあつたりするなどの理由で、指定校変更の許可を申請されるケースもありました。しかし、それらの案件に対し丁寧に説明することで理解していただいております。

○山口孝弘君

今、苦情や問題点ということで伺いましたが、もう少し具体的に説明をしていただければもっとわかりやすいのですが、お願いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

教育長との答弁とも重なると思いますけれども、相談件数として、先ほどもお答えしましたけれども、15件ございました。そのうち、距離による相談件数が3件ございました。これには、丁寧に就学区域について説明することにより、ご理解をいただいたところでございます。

また、先ほど申し上げましたけれども、多少距離が少し遠くともということで、安全上の理由での相談もございました。

以上でございます。

○山口孝弘君

安全上の理由とか苦情内容については若干わかったわけですが、例えばですけれども、この変更に至った経緯の中に、学校が受け入れがなかなか厳しくなってきたという点があったのか。例えばですけれども、児童・生徒数の多い東小学校であったりとか、そういった地域性ももちろんあると思いますが、その点についてはどうだったのでしょうか。お伺いします。

○教育次長（村山のり子君）

まず、この変更に至った理由ということでございますけれども、就学区域というのがもとまでございまして、それに戻したというのが現状であります。指定校変更を平成19年度から少し緩和して、指定校変更をできるような制度を運用していたのが、今まででありまして、今回は以前のおりに戻したということでございまして、先ほど教育長からも答弁がございましたように、距離を理由にして指定校変更を許可したことによりまして、学級数にかなり偏りが生じてしまったというのも1つの理由でございます。

○山口孝弘君

先ほど教育長から話がございましたが、距離を理由にする指定校変更を行わないというふうに説明されました。安全を確保するため、学区の変更も含め、柔軟な対応も私は必要ではないかと思えます。

次の質問の中で、今後の対応についてお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

昨年度末、各小学校の登校班の調査を行い、今年度からの新制度により、就学する小学校が近隣の児童と異なる児童については、指定された小学校の一番近い登校班に入り、通学できるような体制を整えてまいりました。児童・生徒の登下校の安全の確保は最も重要なことと認識しております。今後も各地区の状況を着実に把握しながら、丁寧に対応してまいりたいと思えます。

○山口孝弘君

やはり、この就学指定校変更の制度というのは、昔に戻ったよという話なんですけれども、明らかにこの距離でこの学校はどうなのかなということも正直ございます。やはり、私の考えとしましては、全地域一律の制度というのはいかがなものかというふうに考えます。こう

いった問題、偏りが生じたという理由もあるというお話を伺いましたが、例えば、他市町村の話をしていただきますが、例えば、学校で受け入れ制限のある小・中学校というような形をとりまして、それをあえて公表しているんですね。やはり例えば、南の方であったり、笹引小学校とか、そういった地域に関しましては、受け入れは可能ですよとか、ほかの学校によっては、なかなか受け入れが、今、現状としては困難であるということ、あえて公表していった方が、逆にその地域に住まれている方が納得して、今の現状の中でこういった説明をしているんですよと言える説明ができるのではないかとというふうに私は思います。このような対応は、今の八街市でもできる可能だというふうに私は考えますが、その点についてお伺いをいたします。

○教育次長（村山のり子君）

指定校変更ができないということを学校によって公表してはということですが、まず、今回、元に戻した件につきましては、就学区域審議会にて十分協議した上で、今回、元に戻すことになったことでございます。今後は、将来に向けて、就学区域全体を八街就学区域審議会に投げかけてみたいと思いますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○山口孝弘君

ぜひとも全体に目を向けていただきたいというふうに思います。こういうふうに、はっきりと距離による指定校変更は行わないというふうに断言されますと、例えば、この地域だったら明らかに本来だったらこの学校だよなという場所も正直あるのは話も聞いていますし、私のもとにもさまざまなご連絡をいただいたり、相談を受けたりするケースがございます。なので、全体を見ていただきまして、柔軟に対応できるよう、今後も教育委員会としては協議をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、質問事項3、障害のある方もスポーツに親しむことができる環境について、質問をさせていただきます。

要旨（1）です。障害者スポーツの普及促進について、質問をさせていただきます。

2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。障害者スポーツの機運が大変高まっているわけではございますが、東京パラリンピック競技大会を一過性のスポーツイベントに終わらせるのではなく、東京大会を契機として障害者への理解が一層進み、障害者が身近な地域においてスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、今、障害者スポーツの普及促進の取り組みが求められていると、私は感じております。

障害者スポーツについては、平成23年8月に施行されました「スポーツ基本法」において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と基本理念が掲げられ、地方公共団体には「スポーツに関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する」と責務を課しております。

しかしながら、障害者がスポーツを実施するにあたっては、活動場所の確保はもちろんのこと、例えば、障害を理解したスポーツの指導者、審判、障害特性に応じた用具が必要であ

り、また、視覚障害者、聴覚障害者、重度心身障害者等の情報の取得が困難な方や車椅子利用者などが、スポーツ活動の場に行くまでのアクセスの確保など、介助者の確保に係る費用が必要であるなど、こうした条件の有無により、障害者のスポーツへの参加が左右される場合があるのも事実でございます。さまざまな壁を乗り越え改善していくのも政治の役割の一つであると私は感じておるわけでございます。

そこで、当市における障害者がスポーツに取り組む状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、ふれあいスポーツ大会の開催や県の障害者スポーツ大会、八街市、四街道市、富里市の身体障害者福祉会の合同運動会への参加支援、また、NPO法人認知症フレンドシップクラブRUN伴2018ちば実行委員会が主催の「RUN伴2018 in 八街」の後援を予定しております。昨年度における「やちまたふくしフェスタ」では、パラリンピック競泳金メダリスト田中康大氏の講演会や障害者スポーツのブラインドサッカー、Tスローの体験を行いました。

また、教育委員会主催の「八街市ロードレース大会」では、障害のある方が参加を希望された場合は、参加希望者との協議により、障害の特性に応じた合理的配慮を行い、参加を支援する体制を整えています。

○山口孝弘君

ありがとうございました。

今、市長から説明をいただいたのは、基本的な行事への参加というような話なのかなというふうに思います。

国の調査によりますと、成人の一般の方、週1回以上のスポーツ実施率が40.4パーセント、成人の障害者の方の週1回以上のスポーツ実施率は18.2パーセントと言われております。しかしながら、八街市はどうなのか。八街市の障害者の方の週1回以上のスポーツの実施率についてはどのような現状なのか、お伺いをいたします。

○市民部長（和田文夫君）

八街市での障害者のスポーツ実施率につきましては把握をしておりませんが、障害者はスポーツの機会、情報が限られていることや、支えられる人材の確保が必要不可欠であることなどから、市では、健常者を巻き込みながら、スポーツができる施設や具体的な方法、障害を持つ人たちがどのようにスポーツに取り組んでいるのか等の情報提供や、障害者スポーツ種目の体験の機会の提供など、関係各課等と連携を図りながら、障害者スポーツの普及促進に努めてまいります。

○山口孝弘君

わかりました。把握していないのですね。実施率については現状はわからないというところは理解できました。

次の項目に入ります。

障害者がスポーツを通じて自らの可能性にチャレンジしたり、仲間との交流やコミュニケーションを深めることは、生活の質を高め、人生をより豊かにしてくれるものでございます。さらに、障害者スポーツの普及促進は障害のない人の障害者への理解を促進し、障害者と障害のない人との交流を推進するものでなくてはなりません。

そこで、障害者スポーツの普及推進のため、行政における推進体制について、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国では、「スポーツ基本法」に基づき「スポーツ基本計画」が策定され、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題として、障害者スポーツの推進を図っております。

市に求められる役割としましては、1、地域における障害のある方がスポーツに親しむ環境づくり。2、地域における障害者と健常者が一緒にスポーツを親しむ環境づくり。3、障害者スポーツの理解促進のための取り組みの充実。4、地域における障害者スポーツの推進体制の整備。5、推進体制の参画機関の資源等も活用した、障害者スポーツの普及促進の取り組みの充実が求められています。本市におきましても、この役割、取り組みに向け、関係機関と連携を図り、障害のある方が地域でスポーツを楽しむことができるよう、推進体制の整備を図ってまいります。

○山口孝弘君

次の質問に入りますが、スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、楽しさ、喜びをもたらし、心身の健全な発達を促し、人々との交流やコミュニケーションを促進することなど、生涯を通じて幸福で豊かな生活を営む基盤でございます。こうしたスポーツの持つ価値や意義は、年齢や性別、障害等を問わず、全ての人々に通ずるものでございます。障害者においても等しく共有されるものでなくてはならないと考えますが、そこで、障害者スポーツの普及推進のため、今後の取り組みや柔軟な対応についてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

障害のある方が地域でスポーツを楽しむことは、スポーツを通じて自らの可能性にチャレンジし、生きがいや生活の質の向上、また、仲間や地域での交流やコミュニケーションが深まることから、地域とのつながりや社会参加の機会となります。このようなことから、市全体で障害者スポーツの普及促進が図られるよう関係機関と連携をし、より一層スポーツが楽しめる環境の整備、合理的配慮が行われるよう対応をしてまいります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、千葉県内で行われるオリンピック・パラリンピック競技の普及イベントや、国際ろう者スポーツ委員会が主催いたしますデフリンピックの動向にも注視し、市広報等で周知を図り、障害者スポーツの普及

啓発を進めてまいります。

○山口孝弘君

ぜひとも障害者スポーツを推進していただきたいというふうに思います。

多分、皆さん、障害者スポーツを身近に行っているところを見られたことは多分ないのではないかというふうに思います。テレビの画面でしかないと思います。

市長にちょっとお伺いいたしたいと思うのですが、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、八街市としても共生社会の構築に向けた取り組みの充実が求められるわけでございます。先日、八街市在住の方で車椅子バスケットをやりたいという団体さんが私のところに訪れていただきまして、問い合わせがあり、その方々がやっている車椅子バスケットというのは、パラリンピックでやられているような戦車のような激しいものではなく、大体1.2メートルぐらいのゴールの高さで、普通の車椅子でもできるような、激しくやらないで、みんなで楽しみながらやりましょうというようなバスケットをやりたいということで相談がありました。やはり、車椅子に乗られている方は体温調整ができない方もいらっしゃると思いますので、できれば中央公民館とかを活用させていただければありがたいなというところで相談を受け、話をさせていただきましたが、結果としては、中央公民館では使用はできない。スポーツプラザでも使用はできない。そして、八街市内がだめだということで、他市町村の体育館がお借りできないかということで問い合わせをさせていただきましたが、他市町村もほとんどだめなんです。そういった障害者の方への理解がないというか、そういった前例がないという。まず第一は前例がない。理由の1つとしては、車椅子バスケットというふうになると、競技用の車椅子バスケットではないのでだめですとまず言われるのです。そして、タイヤ痕がついてしまうからだめです。転倒をされた際に床に傷がつくのでだめです。しまいには、八街市では言われませんが、転倒して傷がついた際、あなた方は補償をさせていただきますかというふうにまで言われました。やはり、障害を持って、スポーツをやりたいという方がいらっしゃっても、さまざまな理由で断られてしまう。できないという実情がございます。大変高い壁があるんだなというふうに感じました。こういったことをぜひとも市長、真摯に受けとめていただきたいなというふうに思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

障害者スポーツの推進は、先ほども申し上げましたとおり、市全体で取り組んでいかなければならないというふうに認識しております。ご質問の車椅子バスケットの施設利用につきましては、教育委員会としっかり連携しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。前向きにぜひともよろしく願いをいたします。本当にありがたい話でございます。

障害者スポーツの普及や理解が進まない1つの要因としましては、国では「スポーツ基本計画」というものがございます。その下に県の「千葉県体育・スポーツ推進計画」というも

のがございます。では、本市はどうかということになりますが、八街市スポーツ推進計画というものがございます。やはり、そういった計画があれば、計画的にそういったスポーツの普及であったり、スポーツの推進であったり、スポーツに関する整備も含めて計画的にできるというふうに私は思います。この八街市スポーツ推進計画についてはどのようなお考えなのか、最後にお伺いをいたします。

○教育次長（村山のり子君）

確かに、本市ではスポーツ振興計画というのは策定しておりませんが、「八街市教育振興基本計画」がございまして、後期の内容の見直しを今後行っていく予定でございます。その見直しは平成31年度に行いますので、まずは、その中で障害者スポーツについても検討してみたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも前に、一步でも前に進みますように、私はお願いをいたします。

やはり、さまざまな障害者スポーツがございます。先ほど皆さんに聞いていただきました車椅子バスケットだけではなく、例えば、八街福祉フェスタでは、ブラインドサッカーというのを障害者スポーツとして、デモンストレーションでやっていただきました。やはり、ブラインドサッカー、そして、よくわかる障害者のスポーツとしてわかるのは、アイスホッケー、今回、障害者カーリングとかいろいろ、そういったものがあるのですが、ブラインドサッカーとか車椅子のテニスとか、そういったものは、現状、八街ではできないという話も伺っておりますので、そういったことも含めて、障害者スポーツの普及と理解が進むことを期待いたしまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で山口孝弘議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日6月8日から11日までの4日間は議案調査及び休日のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。明日6月8日から11日までの4日間は休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月12日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでございました。

（散会 午後 3時49分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件